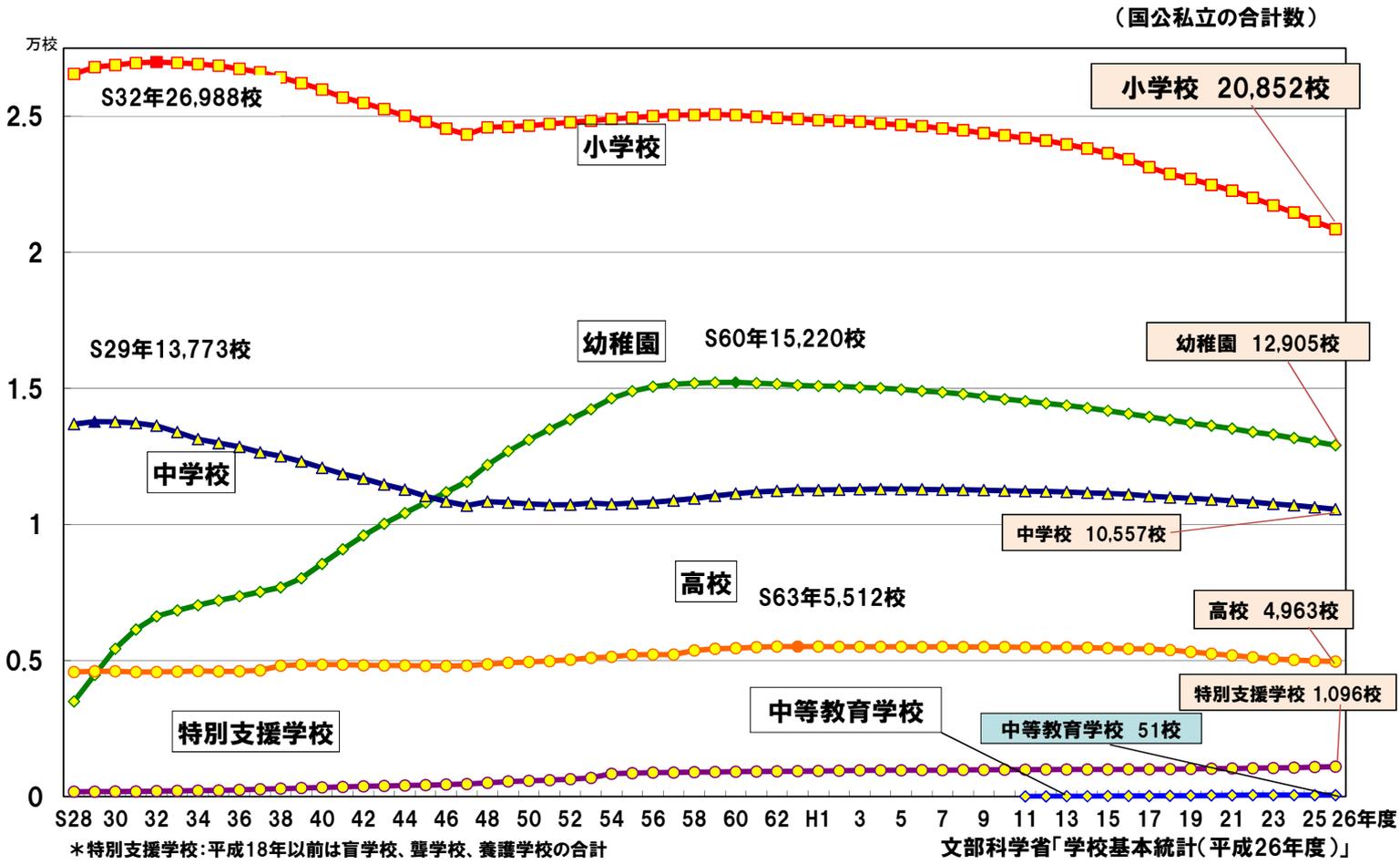
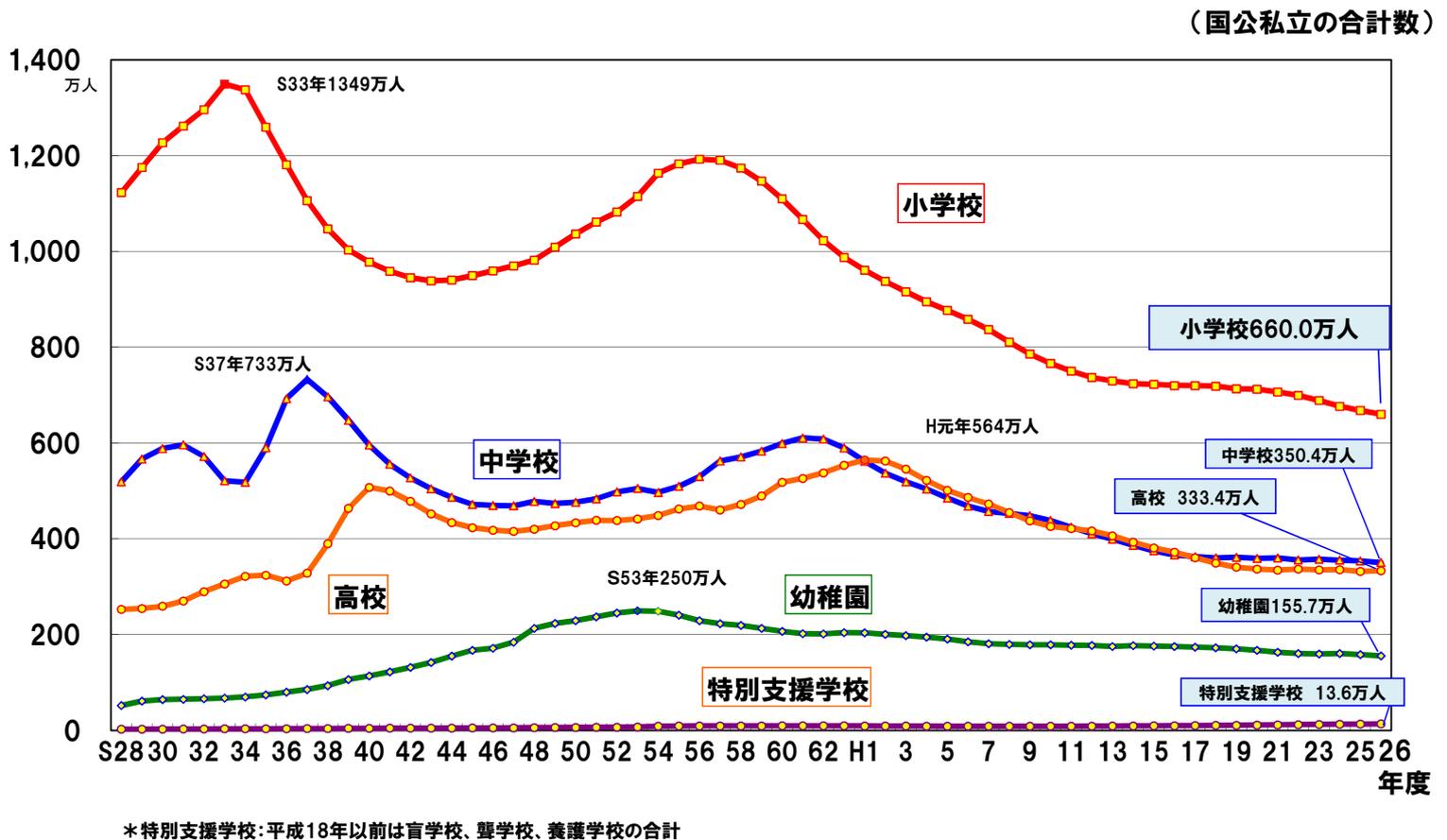


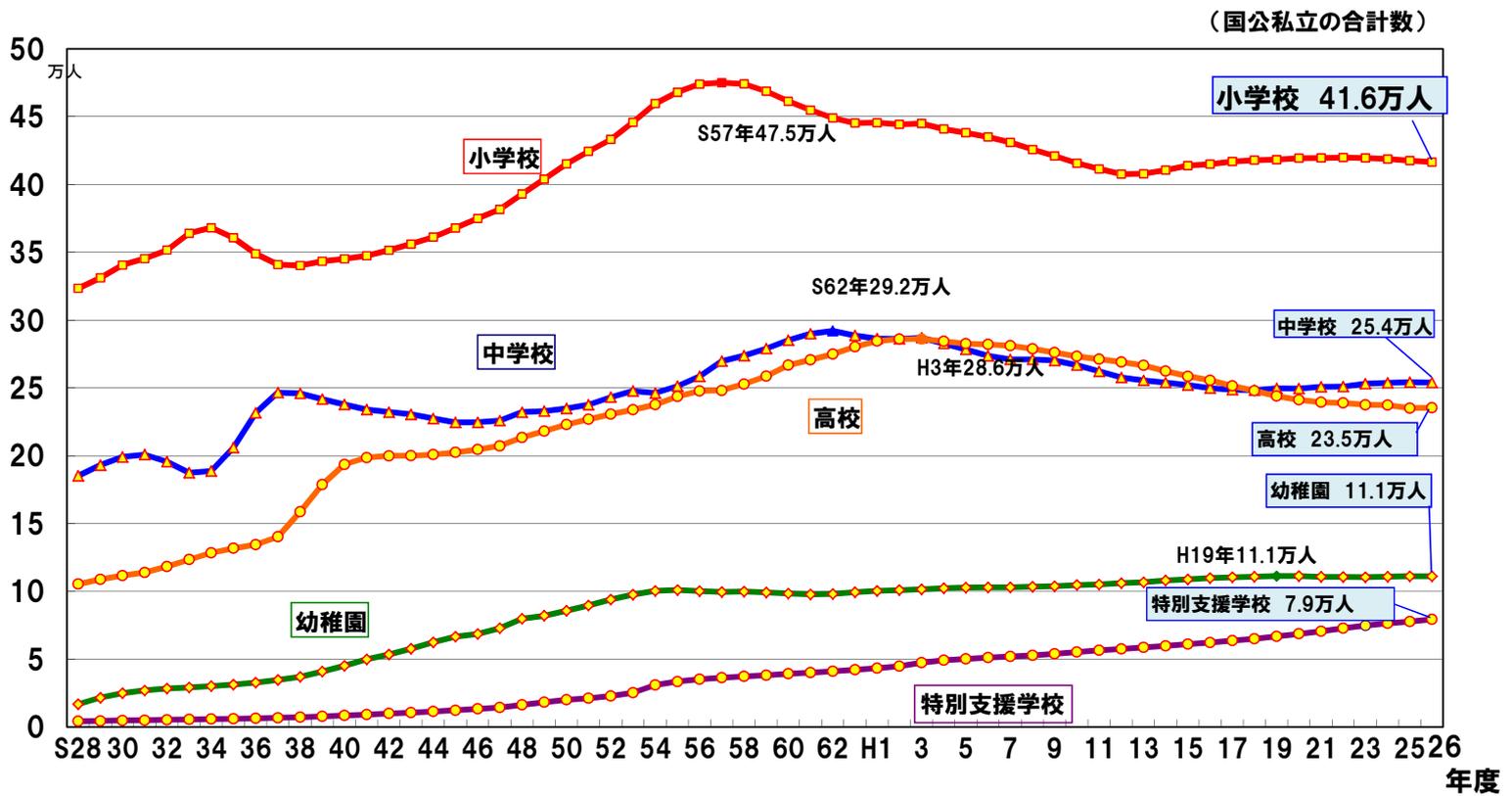
学校数【推移】



児童生徒数【推移】



教員数【推移】



* 特別支援学校: 平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計(平成26年度)」 47

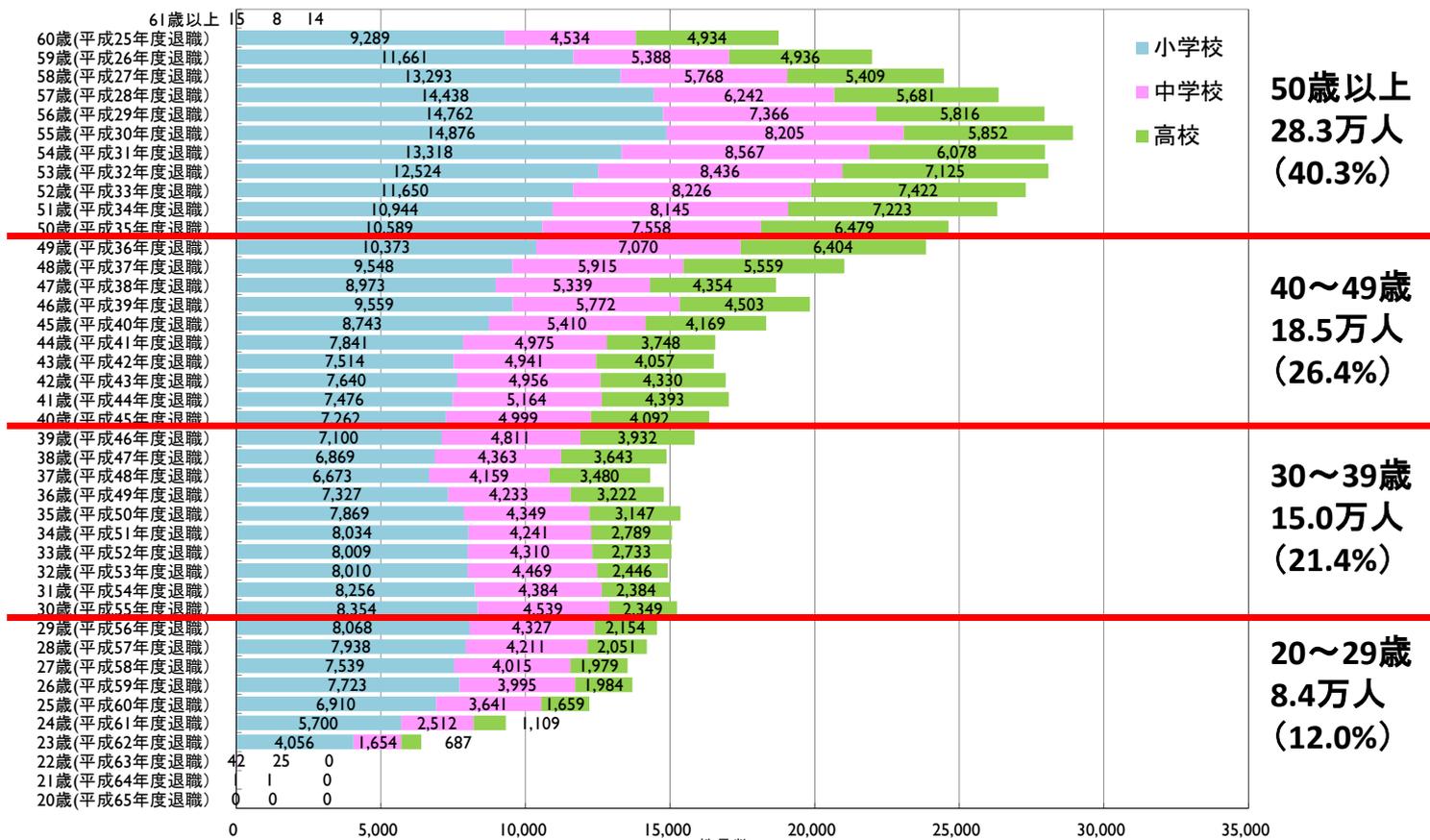
学校種別教員数

(平成26年5月1日現在)

	総数		国立		公立		私立	
	数	昨年度参考	数	昨年度参考	数	昨年度参考	数	昨年度参考
幼稚園	111,059	111,111	344 (0.3%)	360 (0.3%)	23,360 (21.0%)	23,793 (21.4%)	87,355 (78.7%)	86,958 (78.3%)
小学校	416,475	417,553	1,833 (0.4%)	1,843 (0.4%)	409,753 (98.4%)	410,928 (98.4%)	4,889 (1.2%)	4,782 (1.2%)
中学校	253,832	254,235	1,628 (0.6%)	1,629 (0.6%)	237,082 (93.4%)	237,568 (93.5%)	15,122 (6.0%)	15,038 (5.9%)
高等学校	235,306	235,062	575 (0.2%)	575 (0.2%)	174,363 (74.1%)	174,716 (74.3%)	60,368 (25.7%)	59,771 (25.4%)
中等教育学校	2,432	2,369	214 (8.8%)	203 (8.6%)	1,520 (62.5%)	1,453 (61.3%)	698 (28.7%)	698 (30.1%)
特別支援学校	79,280	77,663	1,502 (1.9%)	1,506 (1.9%)	77,479 (97.7%)	77,479 (97.7%)	299 (0.4%)	292 (0.4%)
合計	1,098,384	1,097,993	6,096	6,116	923,557	924,323	168,731	167,554

※校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数である。
 ※高等学校は、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の合計数である。

公立学校年齢別教員数 (平成26年3月31日現在)



50歳以上
28.3万人
(40.3%)

40~49歳
18.5万人
(26.4%)

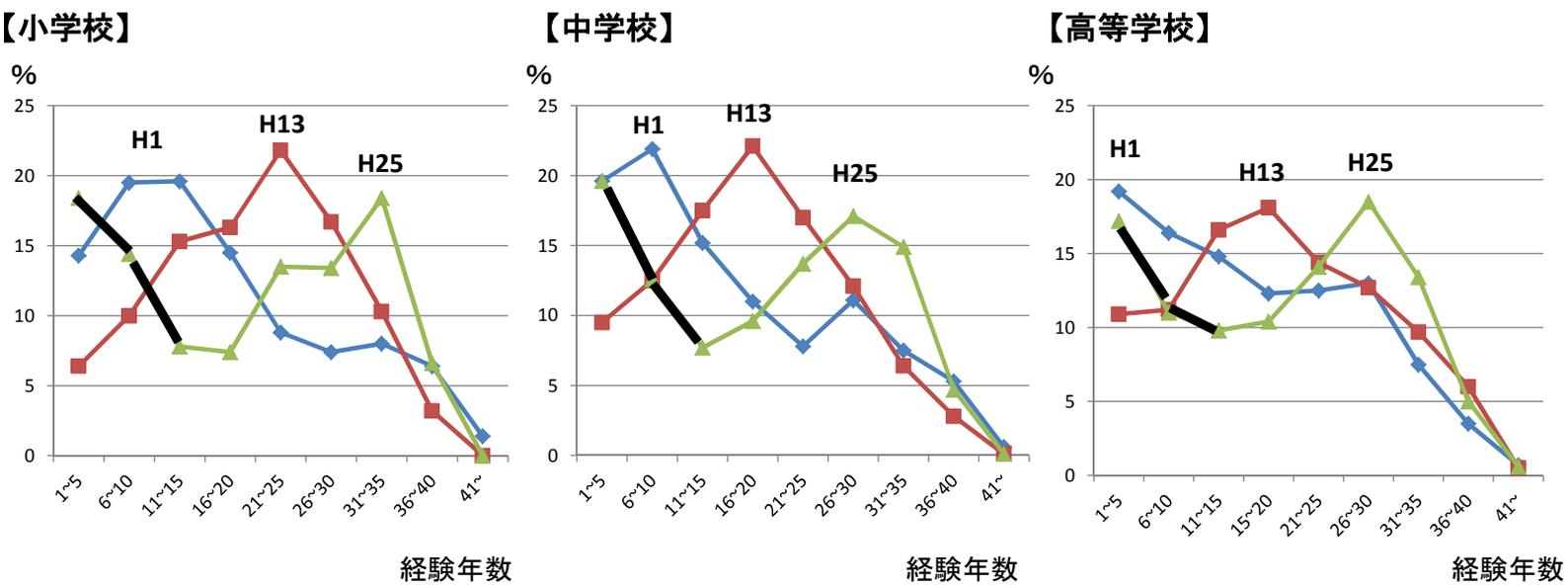
30~39歳
15.0万人
(21.4%)

20~29歳
8.4万人
(12.0%)

【小学校】 346,766人 44.0歳 【高校】 154,326人 45.8歳
【中学校】 201,223人 44.1歳 【合計】 702,315人 44.4歳

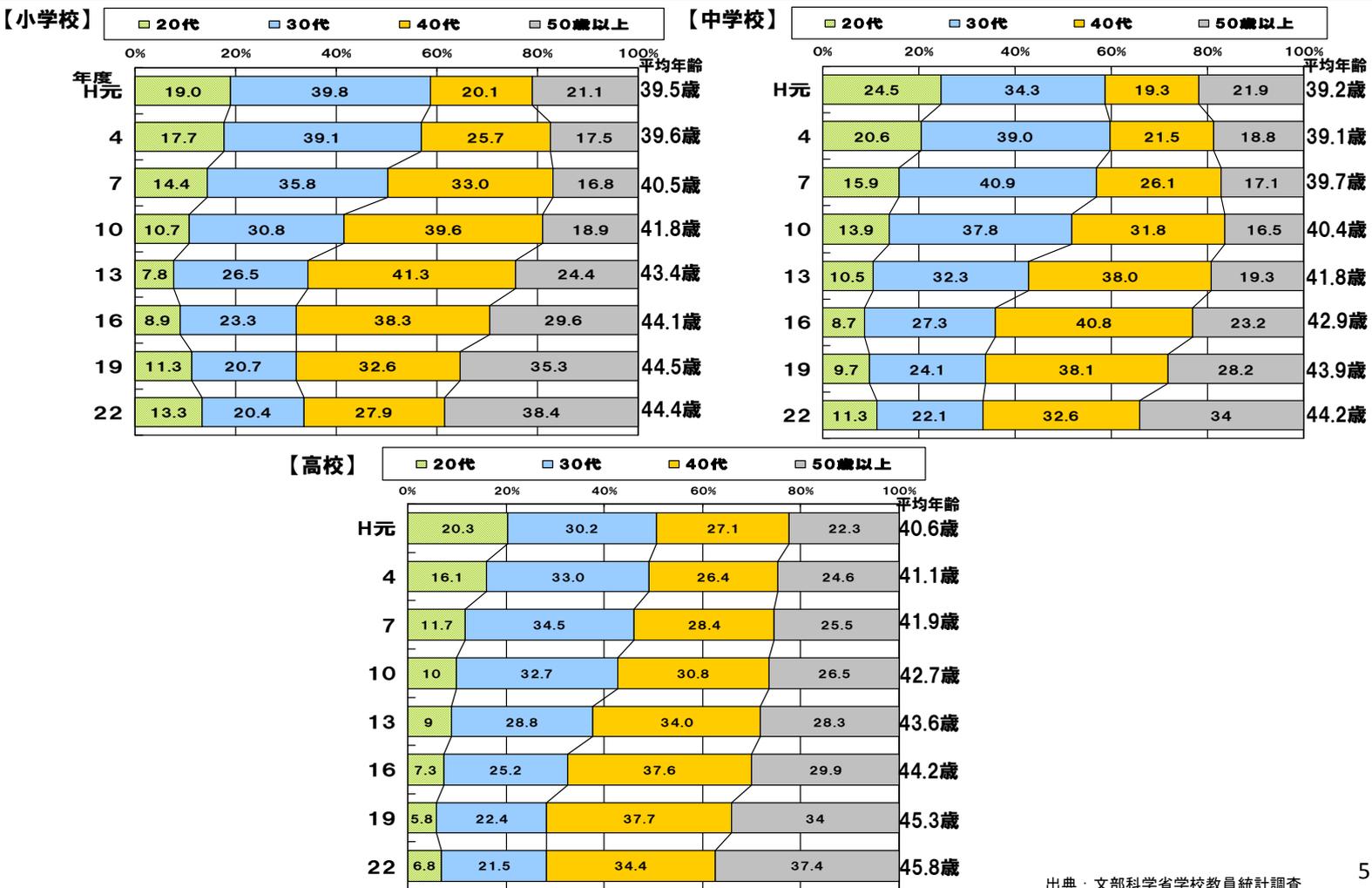
※平成25年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))
出典: 文部科学省調査

教員の経験年数の推移



出典: 文部科学省 学校教員統計調査(平成元年度/平成13年度/平成25年度)

公立教員の年齢構成



出典：文部科学省学校教員統計調査

大学における教員養成の現状

1. 課程認定数

(平成26年5月1日現在)

	大学				短期大学				大学院			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
大学等数	82	84	586	752	-	18	335	353	86	76	460	622
課程認定を有する大学等数	77	58	472	607	-	9	237	246	80	39	309	428
割合	93.9%	69.0%	80.5%	80.7%	-%	50.0%	70.7%	69.7%	93.0%	51.3%	67.2%	68.8%

2. 国立教員養成系大学・学部の現状(平成27年度)

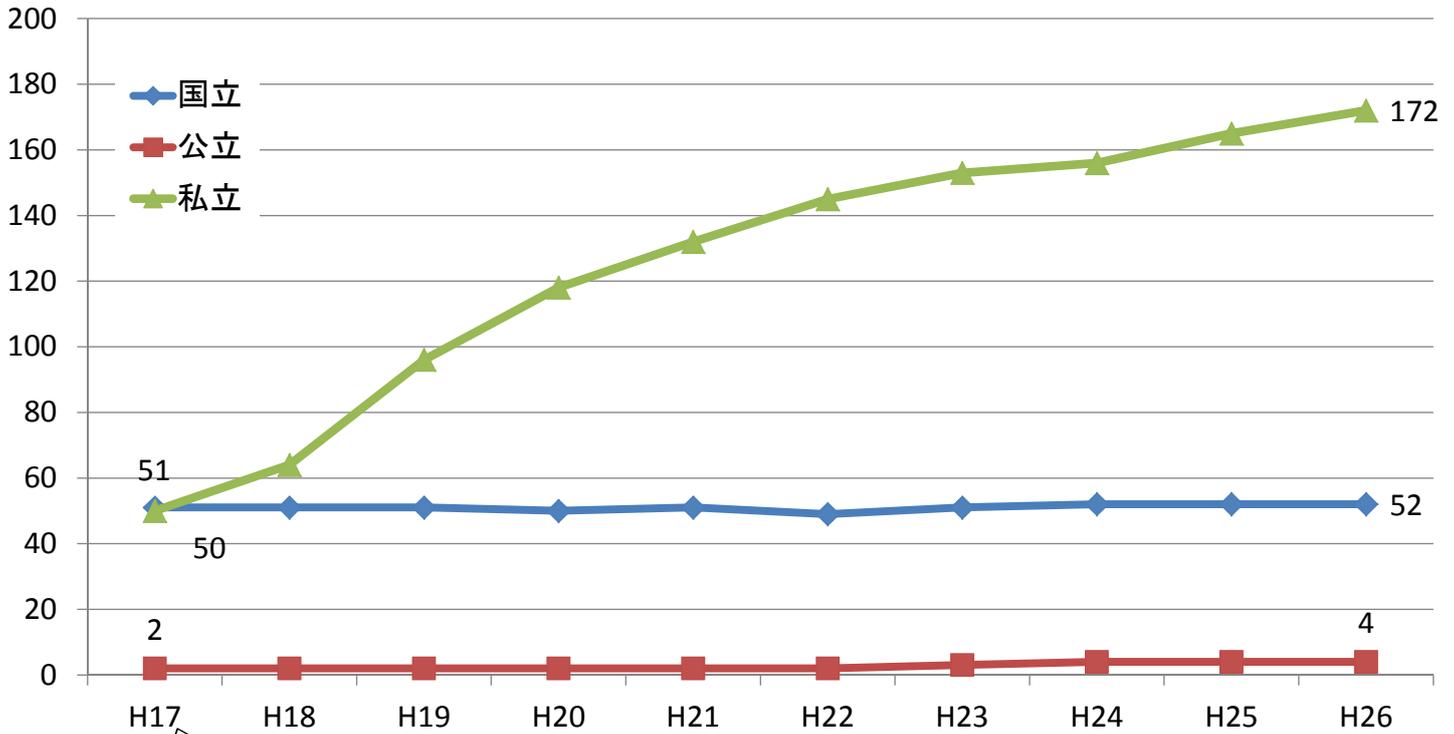
学部			
大学数	入学定員		合計
	教員養成課程	新課程	
44 (うち単科大学11)	10,971	3,419	14,390

注)新課程:教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。

大学院(修士課程)			
大学数	研究科数	専攻数	入学定員
43	43	142	3,160

教職大学院(専門職学位課程)		
区分	設置大学数	入学定員
国立	21	718
私立	6	170
合計	27	888

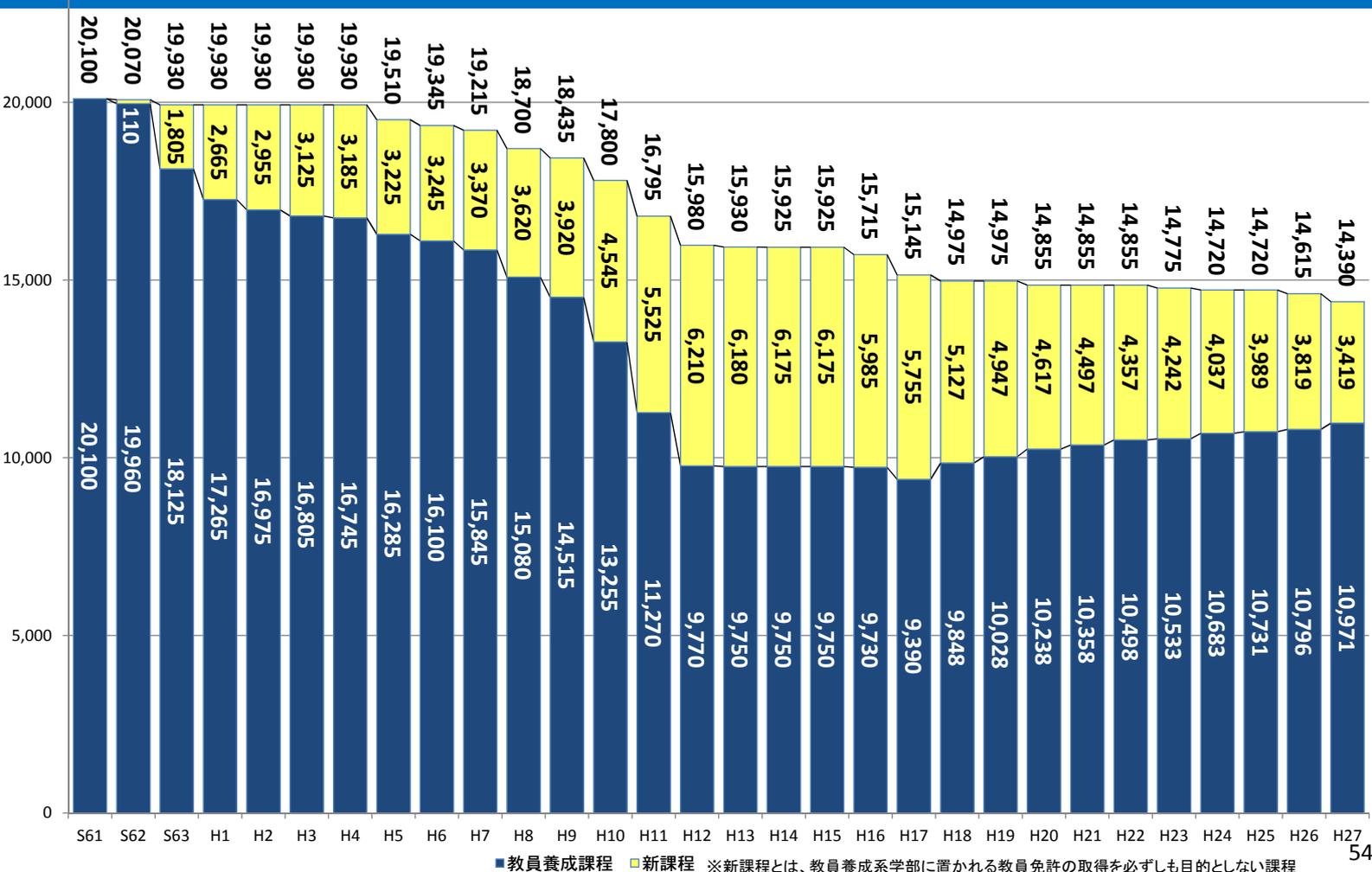
小学校教諭一種免許状の認定課程を有する大学数の推移



教員分野に係る大学等の設置
又は收容定員増に関する
抑制方針の撤廃

(文部科学省教職員課調べ)

国立の教員養成系学部入学定員の推移



■教員養成課程 ■新課程 ※新課程とは、教員養成系学部における教員免許の取得を必ずしも目的としない課程

(大学別)国立の教員養成系学部の入学定員(平成27年度)

大学名	入学定員		
	教員養成課程	新課程	計
北海道教育	720	465	1,185
弘前	170	70	240
岩手	160	90	250
宮城教育	345	0	345
秋田	110	100	210
茨城	250	100	350
宇都宮	150	60	210
群馬	220	0	220
埼玉	430	0	430
千葉	420	35	455
東京学芸	825	185	1,010
横浜国立	230	150	380
新潟	220	150	370
上越教育	160	0	160
金沢	100	0	100
福井	100	60	160
山梨	125	20	145
信州	240	40	280
岐阜	250	0	250
静岡	300	100	400
愛知教育	643	232	875
三重	180	20	200
滋賀	240	0	240

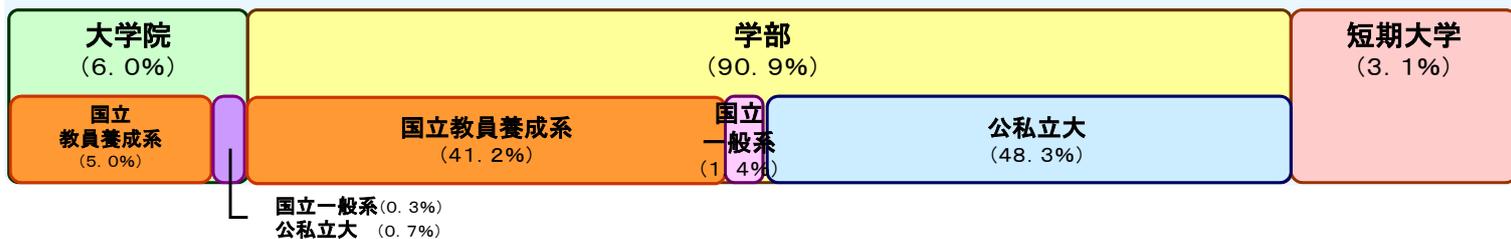
大学名	入学定員		
	教員養成課程	新課程	計
京都教育	300	0	300
大阪教育	525	405	930
兵庫教育	160	0	160
奈良教育	255	0	255
和歌山	145	20	165
島根	170	0	170
岡山	280	0	280
広島	180	315	495
山口	180	0	180
鳴門教育	100	0	100
香川	160	40	200
愛媛	120	100	220
高知	130	0	130
福岡教育	528	102	630
佐賀	90	150	240
長崎	240	0	240
熊本	230	60	290
大分	100	145	245
宮崎	150	80	230
鹿児島	240	35	275
琉球	100	90	190
合計	10,971	3,419	14,390

55

養成機関別新規学卒者免許状取得者数①

※平成26年3月(平成25年度)卒業者の免許状取得状況

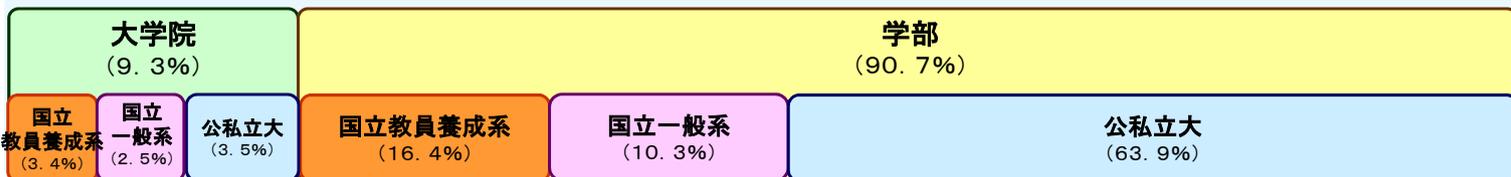
小学校教諭免許状取得者数:2万1,618人



中学校教諭免許状取得者数:4万7,465人



高等学校教諭免許状取得者数:5万9,649人



※ 大学、大学院及び短期大学において、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を取得した新規学卒者の数

(教職員課調べ)

56

養成機関別新規学卒者免許状取得者数②

※平成26年3月(平成25年度)卒業者の免許状取得状況

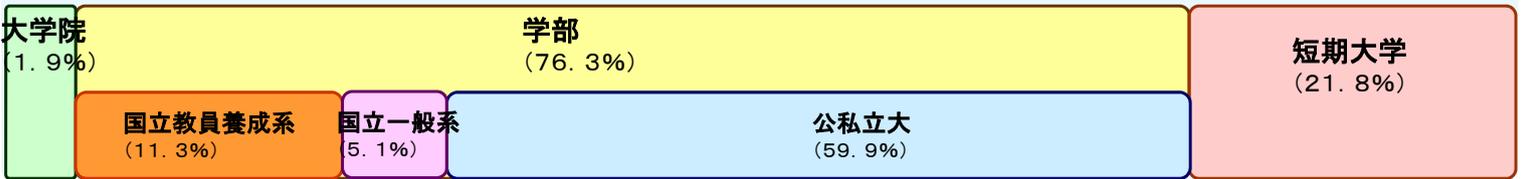
幼稚園教諭免許状取得者数:4万273人



特別支援学校教諭免許状取得者数:3,924人



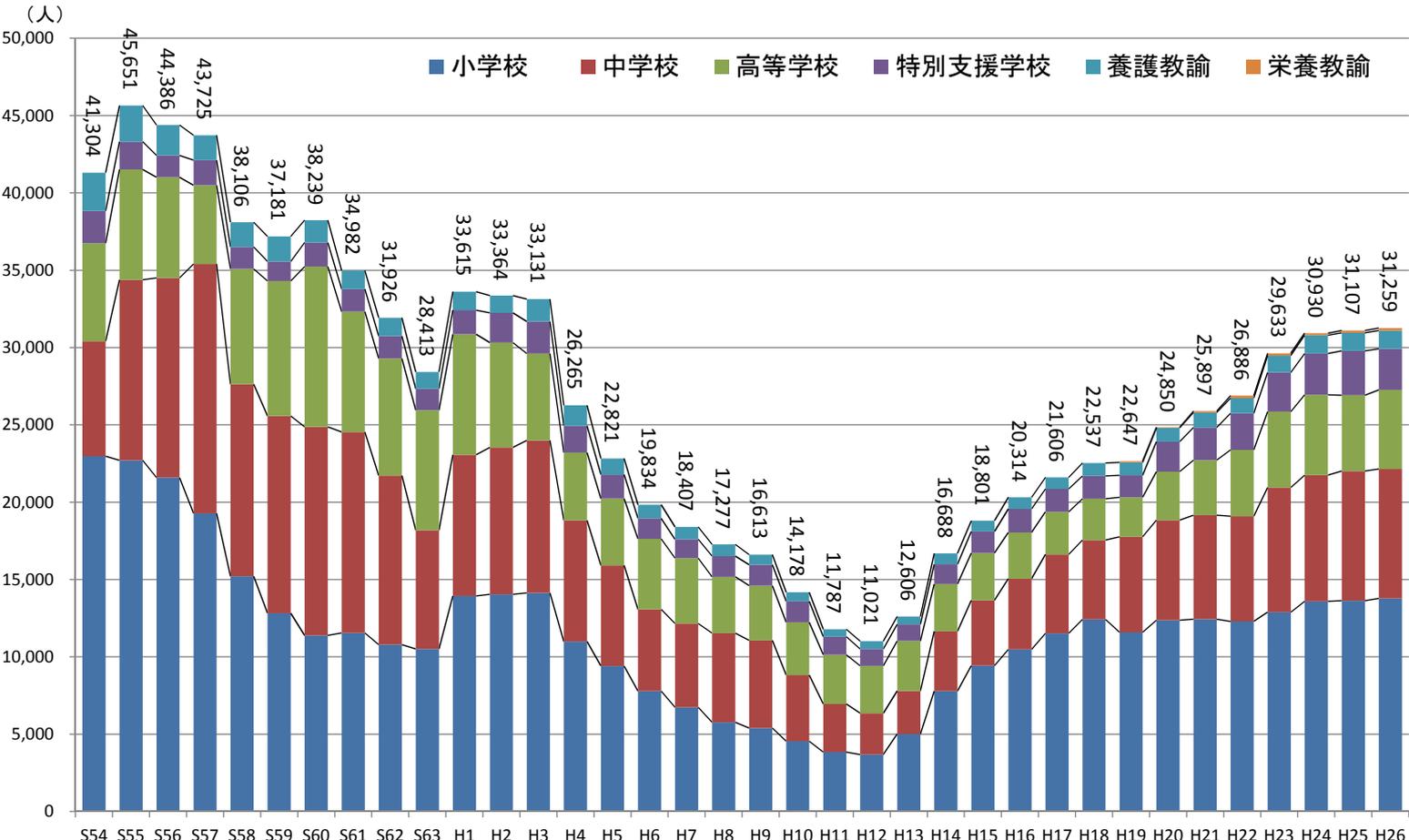
養護教諭免許状取得者数:3,169人



※ 大学、大学院及び短期大学において、幼稚園、特別支援学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を取得した新規学卒者の数

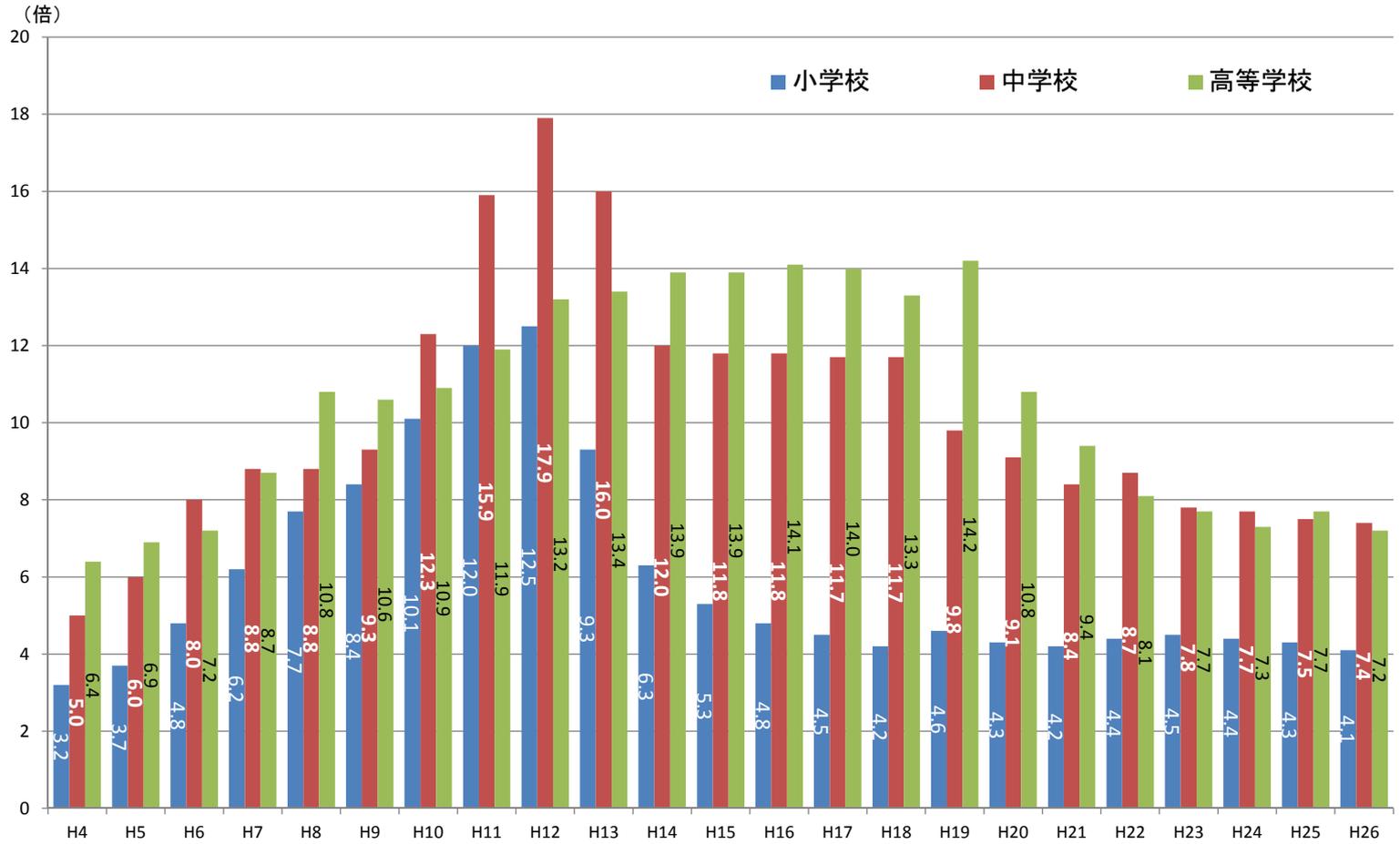
(教職員課調べ) 57

公立学校教員採用者数の推移



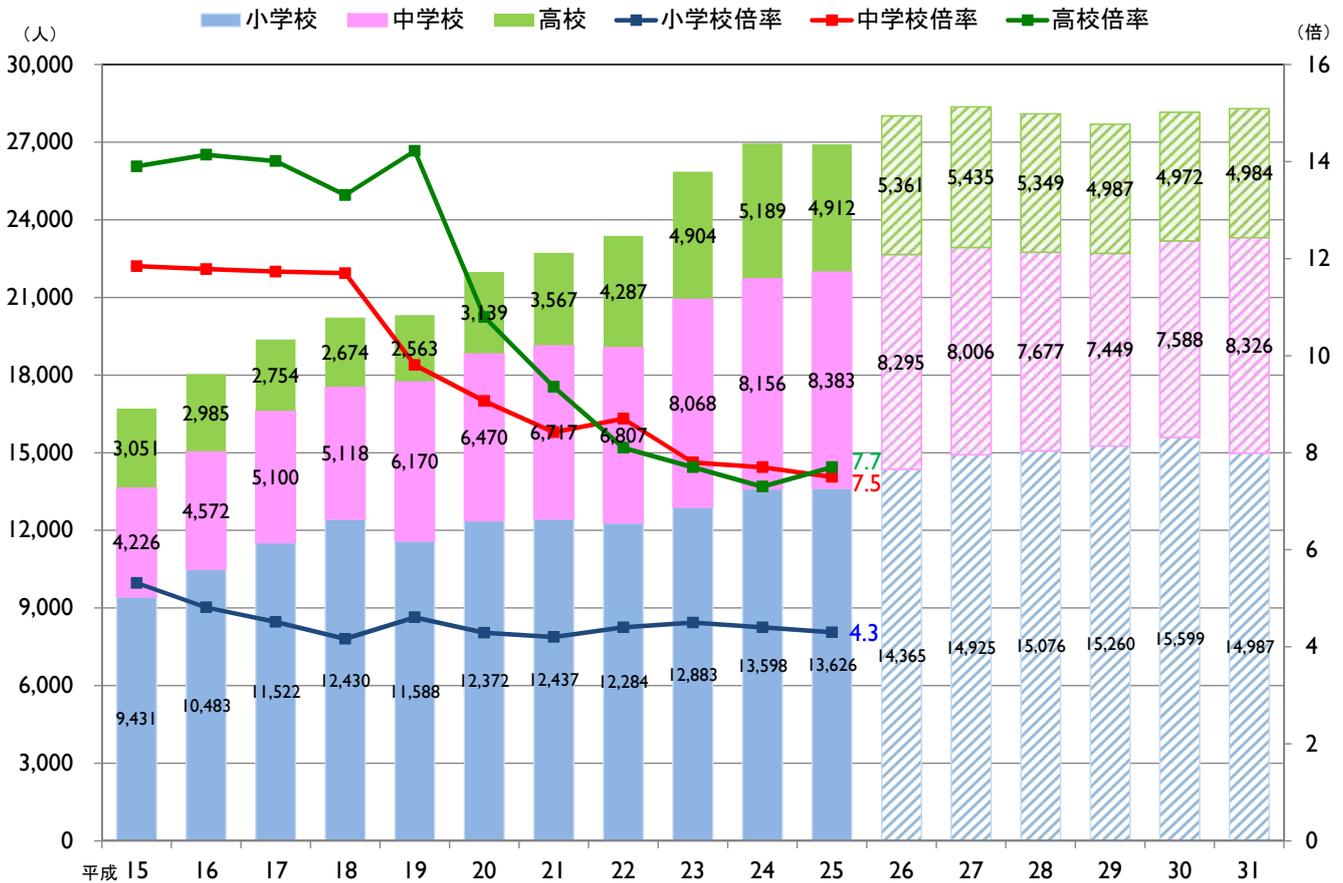
出典:文部科学省初等中等教育局教職員課「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立学校教員採用選考試験の倍率の推移



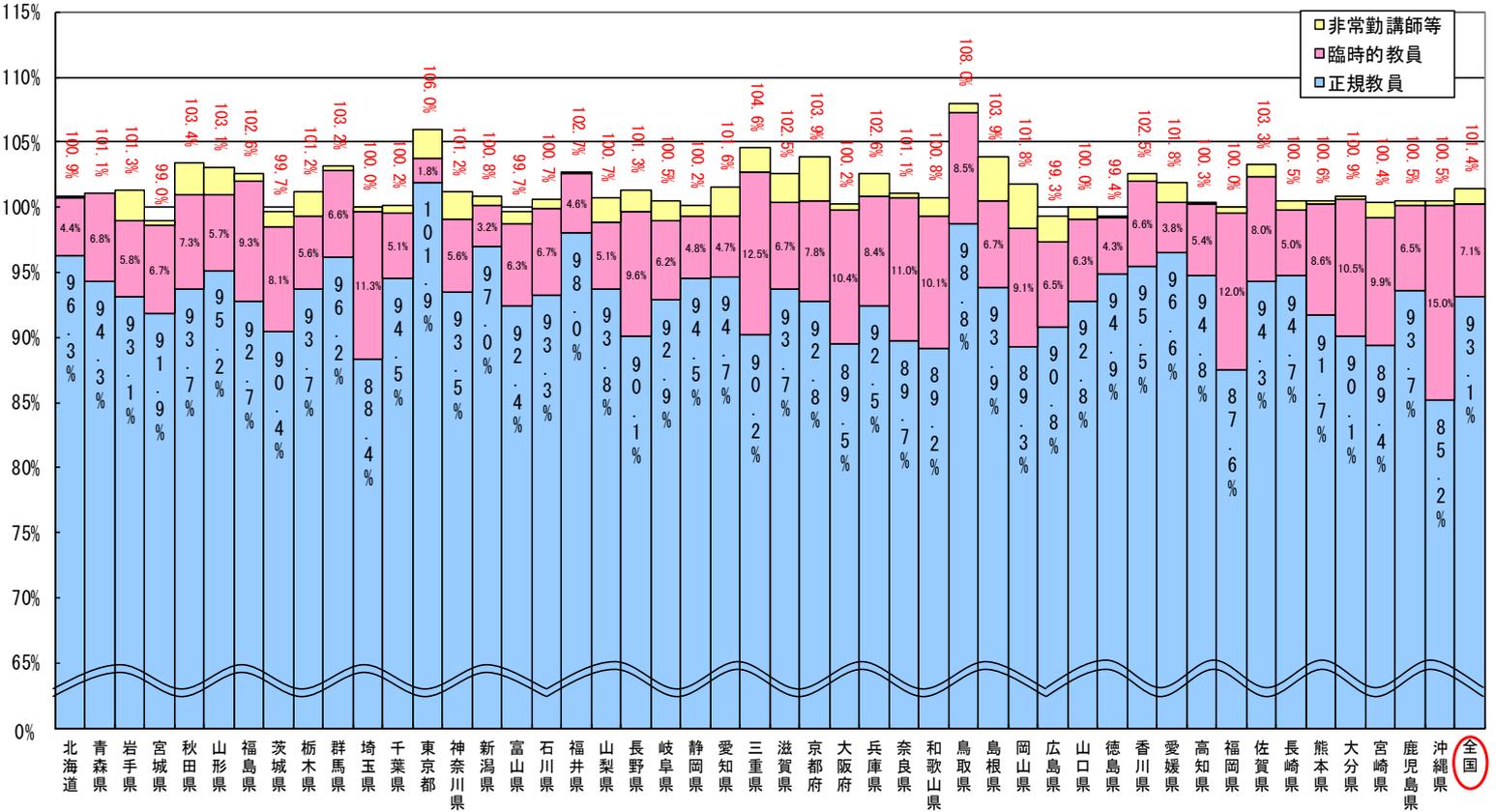
出典：文部科学省初等中等教育局教職員課「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立学校教員の学校種別採用者数の状況



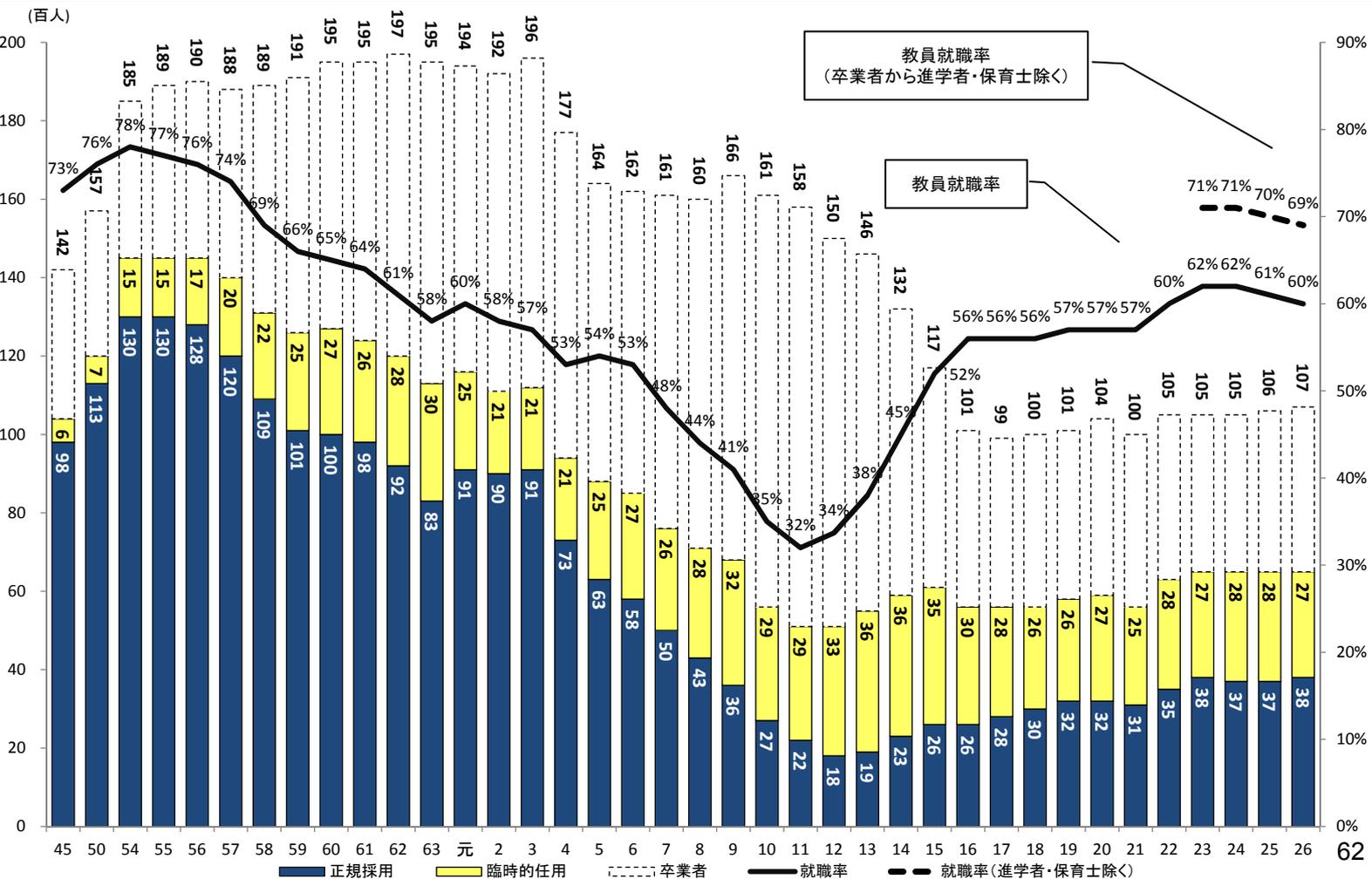
平成20年度～25年度は、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」（文部科学省調べ）
 平成26年度以降は、都道府県の積み上げによる見込み（初等中等教育局財務課調べ）
 ※養護教諭を除く。

公立小・中学校の教員定数の標準に占める正規教員の割合（平成26年度）



- (注)
- 「臨時的教員」には、産休代替教員及び育児休業代替教員を含まない。
 - 「非常勤講師等」は、非常勤講師のほか、育児短時間勤務代替職員を常勤1人当たり勤務時間で換算している。
 - 平成26年5月1日現在の数値である。
 - 「正規教員」には、再任用教員（常勤・短時間）が含まれている。
 - 表示の割合は、教員定数に対する正規教員、臨時的教員及び非常勤講師等の合計数の割合（赤字）と、教員定数に占める正規・臨時的教員の割合（黒字）である。

国立の教員養成系学部（教員養成課程）卒業生の教員就職状況の推移



教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別(中学校・高等学校については教科別) ※詳細は別紙

① 普通免許状 (有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状 (有効期間10年)

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

- 授与権者: 都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状 : 全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた都道府県内
 - ・臨時免許状 }

普通免許状

H25年度授与件数: 218,544件

(内訳) 専修免許状: 14,108件 一種免許状: 152,953件 二種免許状: 42,117件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

{ 教科に関する科目
教職に関する科目 }

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H25年度授与件数: 59件

(平成元~H25年度総授与件数: 608件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H25年度授与件数: 9,432件

(前年度9,214件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H25年度届出件数: 19,539件

(前年度19,435件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H25年度許可件数: 10,801件

(前年度11,299件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

※ それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教
高等学校教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭免許状	視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者
特別支援学校自立教科教諭免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)
特別支援学校自立活動教諭免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭免許状	
栄養教諭免許状	

65

教員免許状の授与件数

(平成25年度)

区分	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	234	15,777	28,423	44,434
小学校	1,680	22,454	4,173	28,307
中学校	5,168	45,478	2,227	52,873
高等学校	6,625	60,484		67,109
特別支援学校	263	4,372	4,842	9,477
養護教諭	119	2,953	1,623	4,695
栄養教諭	19	1,377	825	2,221
特別支援学校自立教科等		58	4	62
合計	14,108	152,953	42,117	208,237

注:特別免許状及び臨時免許状は除く。

(教職員課調べ)

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	△※3	×	△※3	×	○	○	○

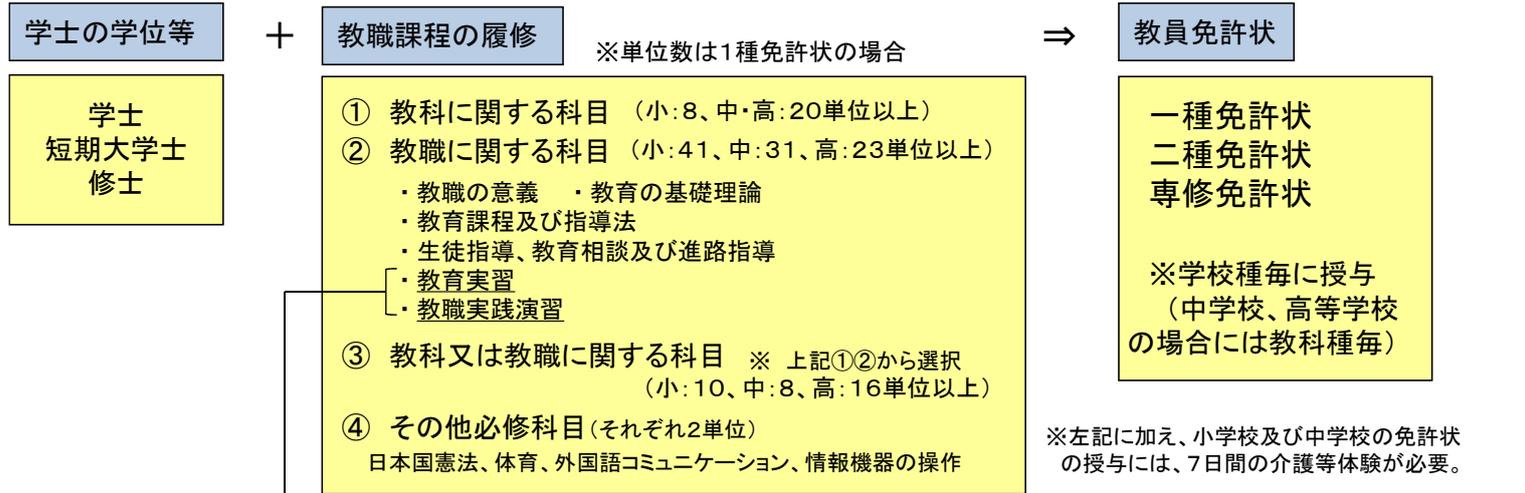
※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。 また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。
 ※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。
 ※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能。

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△※4	×	△※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能

大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
 (※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)



【教育実習】 ← 【教職実践演習】(平成22年度に導入)

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。

免許状の種類	教育実習の必要単位	教育実習期間
幼稚園、小学校、中学校教諭免許状	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
高等学校教諭免許状	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。
 (授業方法)
 講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることが期待されている。

■教育実習の充実に関するこれまでの改正経緯
 昭和29年 幼小:4単位、中高:2単位
 平成元年 幼小:5単位、中高:3単位
 平成10年 幼小中:5単位、高3単位

※教育実習を長期化する際の留意点
 ①他の分野の履修機会を狭める(特に中高課程においては専門分野を学ぶ時間も多くなる必要)。
 ②就職活動に影響を及ぼし、進路選択の機会を狭める可能性がある。

教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳

第一欄		第二欄	第三欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16

注1:その他の科目として、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位の修得が必要になる。

また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要となる。

注2:このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

69

免許状の授与に必要な単位の例

【例1:幼稚園教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計6単 位上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・国語 ・算数 ・生活 ・音楽 ・図画工作 ・体育
○教職に関する科目 右記の科目について35単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 …………… 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 …………… 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、 教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 …………… 18単位 (教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 …………… 2単位 (幼児理解の理論及び方法・教育相談(カウンセリングを含む)) ・教育実習 …………… 5単位 ・教職実践演習 …………… 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する 科目について10単位以上修得	
○その他の科目 右の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作

70

【例2：小学校教諭一種免許状の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右の科目について、1以上の科目合計8単位上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・国語（書写を含む） ・社会 ・算数 ・理科 ・生活 ・音楽 ・図画工作 ・家庭 ・体育
○教職に関する科目 右記の科目について4.1単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 2.2単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法(国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育についてそれぞれ2単位以上)、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談(カウンセリングを含む)・進路指導の理論及び方法) ・教育実習 5単位 ・教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について1.0単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

【例3：中学校教諭一種免許状(理科)の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右記の科目についてそれぞれ1単位以上合計2.0単位上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・物理学実験(コンピュータ活用を含む。) ・化学 ・化学実験(コンピュータ活用を含む。) ・生物学 ・生物学実験(コンピュータ活用を含む。) ・地学 ・地学実験(コンピュータ活用を含む。)
○教職に関する科目 右記の科目について合計3.1単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 1.2単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位 (生徒指導・教育相談(カウンセリングを含む)・進路指導の理論及び方法) ・教育実習 5単位 ・教職実践演習 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について8単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作
○介護等体験	小学校又は中学校の免許状を取得するためには、社会福祉施設等における7日間以上の介護等の体験が必要

【例4:高等学校教諭一種免許状(理科)の場合】

区 分	細 目
○教科に関する科目 右記の科目について、1以上合計20単位 上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
○教職に関する科目 右記の科目について合計23単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・教科の意義等に関する科目 …… 2単位 (教職の意義及び教員の役割、職務内容等) ・教育の基礎理論に関する科目 …… 6単位 (教育の理念、教育に関する歴史及び思想、児童等の心身の発達及び学習の過程、教育に関する制度的事項等) ・教育課程及び指導法に関する科目 …… 6単位 (教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術) ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 …… 4単位 (生徒指導・教育相談（カウンセリングを含む）・進路指導の理論及び方法) ・教育実習 …… 3単位 ・教職実践演習 …… 2単位
○教科又は教職に関する科目 上記の教科に関する科目又は教職に関する科目について16単位以上修得	
○その他の科目 右記の科目について各2単位以上修得	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・体育 ・外国語コミュニケーション ・情報機器の操作

73

教育職員検定における在職年数の例

【上進(より上位の免許状の取得)の場合】←現職教員の現職教育の尊重

取得しようとする免許状	基礎となる免許状	基礎となる免許状を取得した後、教諭、主幹教諭、指導教諭、講師、助教諭として良好な成績で勤務した年数(実務証明責任者による証明が必要。)	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭	一種免許状	5	45 (教科に関する科目4、教職に関する科目20、教科又は教職に関する科目6、その他都道府県教育委員会が定める科目15)
	二種免許状	6	45 (教科に関する科目5、教職に関する科目30、その他都道府県教育委員会が定める科目10)

※教育職員免許法別表第三(抜粋)

※別途、大学に3年以上+93単位以上の修得で25単位までの軽減措置あり

【隣接校種免許状取得の場合】←現職教員の隣接校種免許状の取得促進

取得しようとする免許状	有することを必要とする学校の免許状	基礎となる免許状を取得した後、教諭、主幹教諭、指導教諭、講師として良好な成績で勤務した年数(実務証明責任者による証明が必要。)	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3	6 (教職に関する科目のみ(指導法中心))
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3	13 (教職に関する科目のみ(指導法中心))
	中学校教諭普通免許状	3	12 (教職に関する科目のみ(指導法中心))

※教育職員免許法別表第八(抜粋)

74

【学校栄養職員の栄養教諭免許状取の特例の場合】←学校栄養職員の栄養教諭取得促進

取得しようとする免許状		基礎資格	基礎資格を取得した後、学校栄養職員として良好な成績で勤務した年数(実務証明責任者による証明が必要。)	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
栄養教諭	一種免許状	・管理栄養士の免許を受けていること ・管理栄養士施設の課程を修了し、かつ、栄養士の免許を受けていること	3	10 (栄養に係る教育に関する科目2単位、教職に関する科目8単位)
	二種免許状	・栄養士の免許を受けていること	3	8 (栄養に係る教育に関する科目2単位、教職に関する科目6単位)

※教育職員免許法附則第18項

※基礎資格について、原則は、上記要件に加え、一種免許状の場合は学士の学位が、二種免許状の場合は短期大学士の学位が必要。

※最低修得単位数について、原則は、一種免許状の場合は22単位、二種免許状の場合は14単位の修得が必要。

(参考) 栄養士及び管理栄養士資格について

栄養士: 栄養士養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者

管理栄養士: 管理栄養士国家試験に合格した者

※管理栄養士試験の受験資格(栄養士法第5条の3)

- 一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年以上栄養の指導に従事した者
- 二 修業年限が三年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者
- 三 修業年限が四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者
- 四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校(学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三十四条の各種学校をいう。以下この号において同じ。)であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの(以下「管理栄養士養成施設」という。)を卒業した者

75

【職業実習に係る免許状の上進の場合】←基礎資格によって在職年数等に差をつけている例

取得しようとする免許状		基礎資格	基礎となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
中学校において職業実習を担当する教諭	専修免許状	一種免許状を取得した後、3年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	15
	一種免許状	二種免許状を取得した後、3年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	15
	二種免許状	イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること	
		ロ 大学に2年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、3年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること	
	ハ 職業実習についての中学校助教諭の臨時免許状を取得した後、6年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること		

※教育職員免許法別表第五

76

教諭の他校種免許状の所有状況

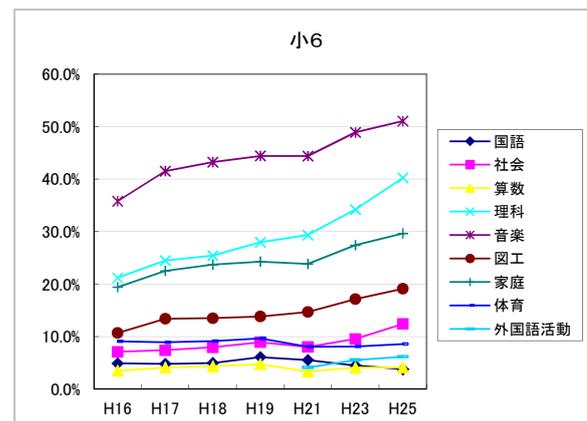
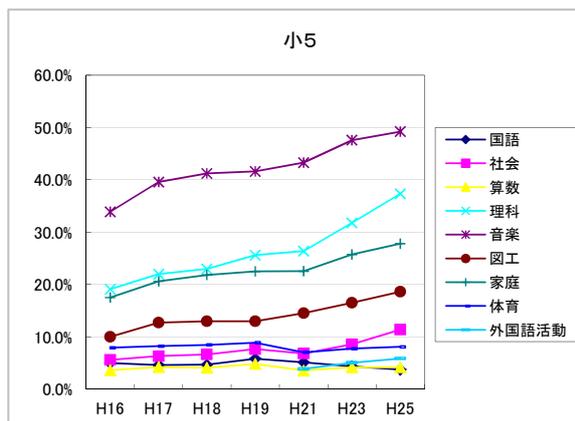
幼稚園教諭		小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭	
小学校免許	9.0%	幼稚園免許	23.8%	幼稚園免許	1.7%	幼稚園免許	0.3%
中学校免許	1.1%	中学校免許	61.5%	小学校免許	27.3%	小学校免許	5.4%
高等学校免許	0.9%	高等学校免許	46.2%	高等学校免許	78.9%	中学校免許	58.2%

出典：文部科学省平成25年度学校教員統計調査

77

教科等の担任制の実施状況(小学校)(平成25年度)

学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%



注 ここでの教科担任制とは、上記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。
(教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。)

出典：文部科学省「平成25年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」

78

特別免許状の授与件数の推移

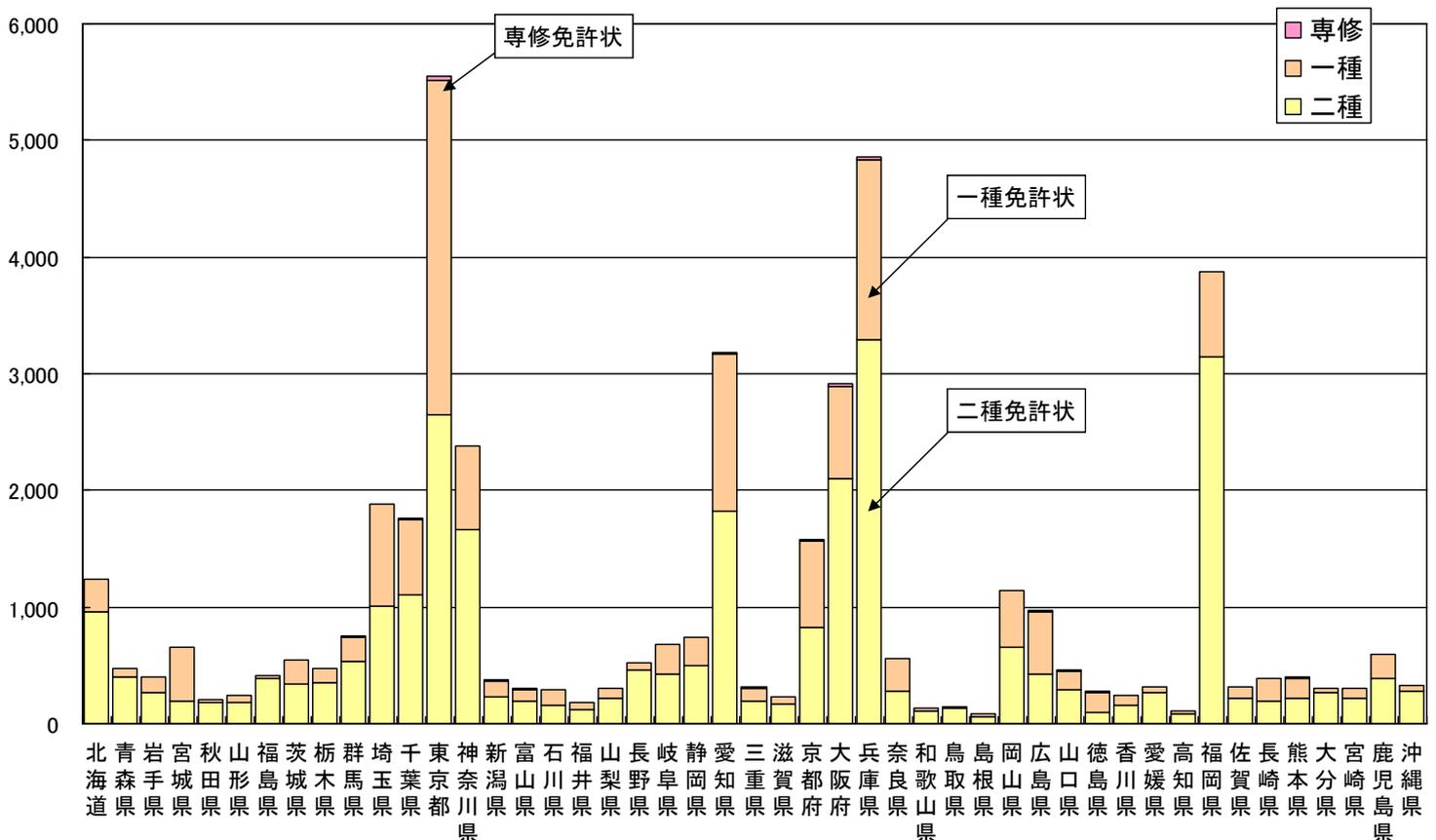
		平成 元～19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25年度		計 (H元～H25 の計)
小学校	公立	0	0	0	0	0	0	0		0
	私立	2	0	0	0	0	0	0		2
中学校	公立	6	5	4	0	2	0	0		17
	私立	18	2	7	0	1	1	5	英語(3件) 理科(2件)	34
高等学校	公立	113	19	28	25	16	27	37	看護(19件) 理科(5件) 工業(9件) 家庭、商業、外国語 (ロシア語)、水産 各1件)	265
	私立	99	14	12	9	14	15	11	看護(5件) 英語(3件) 理科(2件) 公民(1件)	174
特別支援学校	公立	52	16	16	11	6	9	6	自立活動(6件)	116
	私立	0	0	0	0	0	0	0		0
計		290	56	67	45	39	52	59		608

出典：文部科学省調査

79

平成25年度教員免許状授与件数

①幼稚園教諭



※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ)

平成25年度教員免許状授与件数(小学校教諭)

都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
1 北海道	70 (6.6%)	781 (73.5%)	211 (19.9%)	1,062
2 青森県	6 (3.6%)	158 (93.5%)	5 (3.0%)	169
3 岩手県	13 (4.8%)	249 (92.6%)	7 (2.6%)	269
4 宮城県	37 (6.8%)	433 (79.6%)	74 (13.6%)	544
5 秋田県	15 (11.6%)	99 (76.7%)	15 (11.6%)	129
6 山形県	12 (10.5%)	82 (71.9%)	20 (17.5%)	114
7 福島県	10 (6.4%)	119 (76.3%)	27 (17.3%)	156
8 茨城県	20 (4.2%)	316 (66.5%)	139 (29.3%)	475
9 栃木県	18 (4.7%)	305 (78.8%)	64 (16.5%)	387
10 群馬県	32 (5.4%)	440 (74.3%)	120 (20.3%)	592
11 埼玉県	50 (3.6%)	1,123 (81.4%)	206 (14.9%)	1,379
12 千葉県	38 (3.1%)	807 (66.1%)	375 (30.7%)	1,220
13 東京都	153 (4.2%)	3,116 (86.5%)	334 (9.3%)	3,603
14 神奈川県	39 (3.1%)	893 (70.9%)	328 (26.0%)	1,260
15 新潟県	168 (30.2%)	358 (64.3%)	31 (5.6%)	557
16 富山県	8 (5.2%)	125 (80.6%)	22 (14.2%)	155
17 石川県	16 (8.2%)	162 (83.1%)	17 (8.7%)	195
18 福井県	39 (20.6%)	122 (64.6%)	28 (14.8%)	189
19 山梨県	24 (5.6%)	349 (80.8%)	59 (13.7%)	432
20 長野県	25 (7.9%)	233 (74.0%)	57 (18.1%)	315
21 岐阜県	57 (6.5%)	742 (84.9%)	75 (8.6%)	874
22 静岡県	49 (6.8%)	492 (68.7%)	175 (24.4%)	716
23 愛知県	104 (5.3%)	1,568 (80.1%)	286 (14.6%)	1,958
24 三重県	16 (3.4%)	351 (74.8%)	102 (21.7%)	469

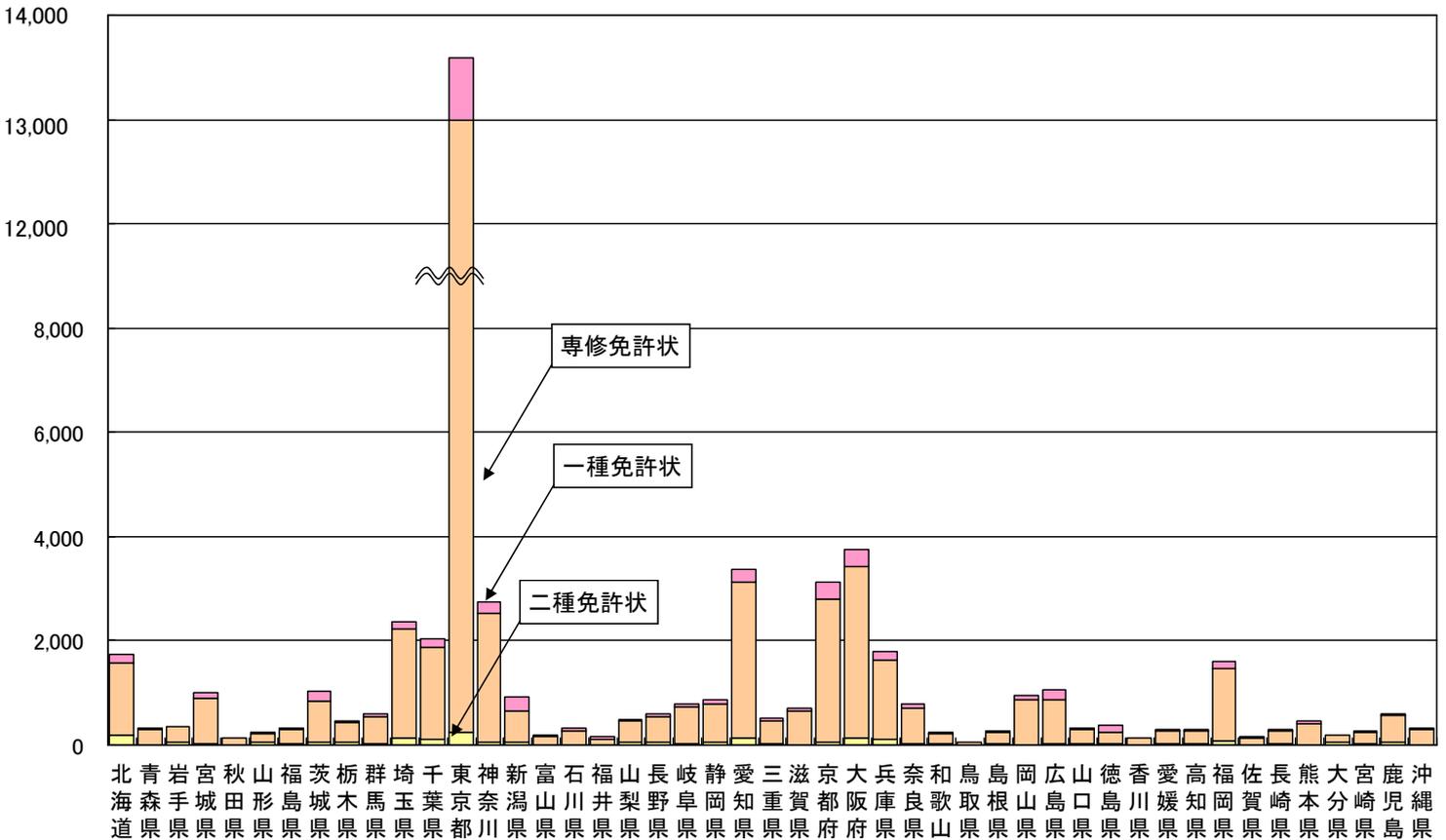
都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
25 滋賀県	19 (6.3%)	228 (76.0%)	53 (17.7%)	300
26 京都府	74 (4.4%)	1,299 (76.6%)	323 (19.0%)	1,696
27 大阪府	68 (4.1%)	1,349 (80.6%)	256 (15.3%)	1,673
28 兵庫県	89 (6.0%)	1,298 (88.0%)	88 (6.0%)	1,475
29 奈良県	41 (7.0%)	492 (83.5%)	56 (9.5%)	589
30 和歌山県	15 (10.1%)	105 (70.9%)	28 (18.9%)	148
31 鳥取県	10 (21.7%)	30 (65.2%)	6 (13.0%)	46
32 島根県	17 (12.6%)	105 (77.8%)	13 (9.6%)	135
33 岡山県	31 (5.5%)	501 (88.5%)	34 (6.0%)	566
34 広島県	27 (4.1%)	593 (89.6%)	42 (6.3%)	662
35 山口県	9 (2.9%)	244 (79.7%)	53 (17.3%)	306
36 徳島県	105 (30.3%)	217 (62.7%)	24 (6.9%)	346
37 香川県	12 (5.8%)	158 (76.0%)	38 (18.3%)	208
38 愛媛県	13 (7.4%)	143 (81.3%)	20 (11.4%)	176
39 高知県	2 (1.7%)	114 (95.8%)	3 (2.5%)	119
40 福岡県	22 (2.7%)	710 (85.9%)	95 (11.5%)	827
41 佐賀県	15 (6.7%)	176 (78.9%)	32 (14.3%)	223
42 長崎県	15 (7.0%)	197 (91.6%)	3 (1.4%)	215
43 熊本県	20 (7.6%)	208 (79.4%)	34 (13.0%)	262
44 大分県	11 (7.0%)	110 (70.1%)	36 (22.9%)	157
45 宮崎県	25 (11.5%)	152 (70.0%)	40 (18.4%)	217
46 鹿児島県	14 (3.5%)	343 (85.3%)	45 (11.2%)	402
47 沖縄県	7 (2.1%)	259 (76.2%)	74 (21.8%)	340
合計	1,680 (5.9%)	22,454 (79.3%)	4,173 (14.7%)	28,307

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 83

平成25年度教員免許状授与件数

③中学校教諭



※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 84

平成25年度教員免許状授与件数(中学校教諭)

都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
1 北海道	156 (9.0%)	1,378 (79.7%)	195 (11.3%)	1,729
2 青森県	32 (10.0%)	278 (87.1%)	9 (2.8%)	319
3 岩手県	18 (4.9%)	296 (80.9%)	52 (14.2%)	366
4 宮城県	87 (8.8%)	891 (89.7%)	15 (1.5%)	993
5 秋田県	23 (15.4%)	122 (81.9%)	4 (2.7%)	149
6 山形県	26 (10.3%)	176 (69.8%)	50 (19.8%)	252
7 福島県	31 (9.2%)	288 (85.7%)	17 (5.1%)	336
8 茨城県	212 (20.3%)	786 (75.4%)	45 (4.3%)	1,043
9 栃木県	35 (7.5%)	381 (81.4%)	52 (11.1%)	468
10 群馬県	51 (8.6%)	506 (84.9%)	39 (6.5%)	596
11 埼玉県	145 (6.1%)	2,078 (87.7%)	147 (6.2%)	2,370
12 千葉県	146 (7.2%)	1,775 (87.6%)	106 (5.2%)	2,027
13 東京都	1,190 (9.0%)	11,753 (89.2%)	239 (1.8%)	13,182
14 神奈川県	231 (8.4%)	2,462 (89.6%)	54 (2.0%)	2,747
15 新潟県	275 (29.9%)	583 (63.3%)	63 (6.8%)	921
16 富山県	28 (15.6%)	144 (80.4%)	7 (3.9%)	179
17 石川県	55 (16.9%)	268 (82.2%)	3 (0.9%)	326
18 福井県	57 (33.7%)	105 (62.1%)	7 (4.1%)	169
19 山梨県	34 (6.8%)	420 (83.8%)	47 (9.4%)	501
20 長野県	59 (9.8%)	480 (80.1%)	60 (10.0%)	599
21 岐阜県	56 (7.1%)	714 (90.2%)	22 (2.8%)	792
22 静岡県	78 (9.0%)	736 (85.2%)	50 (5.8%)	864
23 愛知県	247 (7.3%)	2,988 (88.9%)	127 (3.8%)	3,362
24 三重県	46 (9.0%)	427 (83.9%)	36 (7.1%)	509

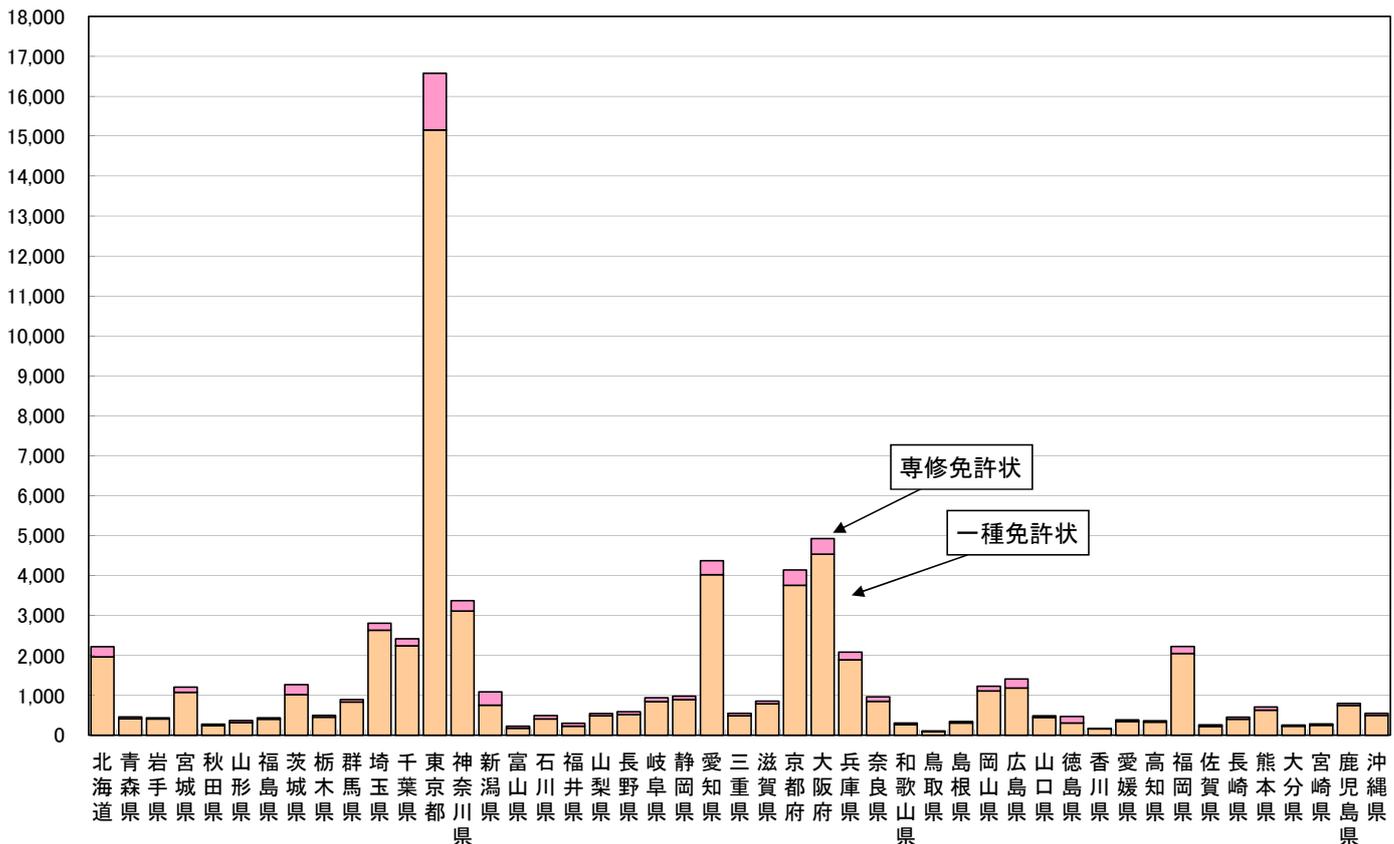
都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
25 滋賀県	57 (7.9%)	649 (90.3%)	13 (1.8%)	719
26 京都府	313 (10.1%)	2,758 (88.6%)	43 (1.4%)	3,114
27 大阪府	315 (8.4%)	3,290 (87.9%)	140 (3.7%)	3,745
28 兵庫県	166 (9.3%)	1,517 (84.7%)	109 (6.1%)	1,792
29 奈良県	88 (11.2%)	671 (85.7%)	24 (3.1%)	783
30 和歌山県	29 (12.0%)	195 (80.9%)	17 (7.1%)	241
31 鳥取県	12 (20.0%)	41 (68.3%)	7 (11.7%)	60
32 島根県	32 (11.6%)	227 (82.5%)	16 (5.8%)	275
33 岡山県	81 (8.6%)	850 (90.0%)	13 (1.4%)	944
34 広島県	178 (16.8%)	854 (80.7%)	26 (2.5%)	1,058
35 山口県	27 (8.6%)	254 (81.2%)	32 (10.2%)	313
36 徳島県	131 (35.0%)	210 (56.1%)	33 (8.8%)	374
37 香川県	12 (8.1%)	125 (83.9%)	12 (8.1%)	149
38 愛媛県	28 (9.4%)	240 (80.8%)	29 (9.8%)	297
39 高知県	24 (8.1%)	235 (79.7%)	36 (12.2%)	295
40 福岡県	124 (7.8%)	1,397 (87.8%)	70 (4.4%)	1,591
41 佐賀県	29 (16.5%)	143 (81.3%)	4 (2.3%)	176
42 長崎県	28 (9.4%)	255 (85.9%)	14 (4.7%)	297
43 熊本県	55 (12.1%)	387 (85.2%)	12 (2.6%)	454
44 大分県	21 (10.5%)	135 (67.5%)	44 (22.0%)	200
45 宮崎県	33 (12.5%)	204 (77.0%)	28 (10.6%)	265
46 鹿児島県	39 (6.5%)	506 (84.5%)	54 (9.0%)	599
47 沖縄県	28 (8.4%)	300 (89.8%)	6 (1.8%)	334
合計	5,168 (9.8%)	45,478 (86.0%)	2,228 (4.2%)	52,874

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調⁸⁵)

平成25年度教員免許状授与件数

④高等学校教諭



※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調⁸⁶)

平成25年度教員免許状授与件数(高等学校教諭)

都道府県	専修	一種	授与件数の計
1 北海道	256 (11.5%)	1,963 (88.5%)	2,219
2 青森県	41 (9.0%)	416 (91.0%)	457
3 岩手県	28 (6.4%)	408 (93.6%)	436
4 宮城県	126 (10.5%)	1,078 (89.5%)	1,204
5 秋田県	33 (11.8%)	246 (88.2%)	279
6 山形県	50 (13.6%)	319 (86.4%)	369
7 福島県	37 (8.4%)	401 (91.6%)	438
8 茨城県	252 (19.8%)	1,018 (80.2%)	1,270
9 栃木県	47 (9.4%)	454 (90.6%)	501
10 群馬県	59 (6.6%)	835 (93.4%)	894
11 埼玉県	173 (6.2%)	2,630 (93.8%)	2,803
12 千葉県	175 (7.2%)	2,240 (92.8%)	2,415
13 東京都	1,418 (8.6%)	15,160 (91.4%)	16,578
14 神奈川県	264 (7.8%)	3,109 (92.2%)	3,373
15 新潟県	332 (30.5%)	755 (69.5%)	1,087
16 富山県	51 (22.3%)	178 (77.7%)	229
17 石川県	87 (17.6%)	408 (82.4%)	495
18 福井県	74 (24.6%)	227 (75.4%)	301
19 山梨県	57 (10.4%)	489 (89.6%)	546
20 長野県	65 (11.1%)	523 (88.9%)	588
21 岐阜県	96 (10.2%)	846 (89.8%)	942
22 静岡県	88 (9.0%)	893 (91.0%)	981
23 愛知県	347 (7.9%)	4,022 (92.1%)	4,369
24 三重県	62 (11.3%)	486 (88.7%)	548

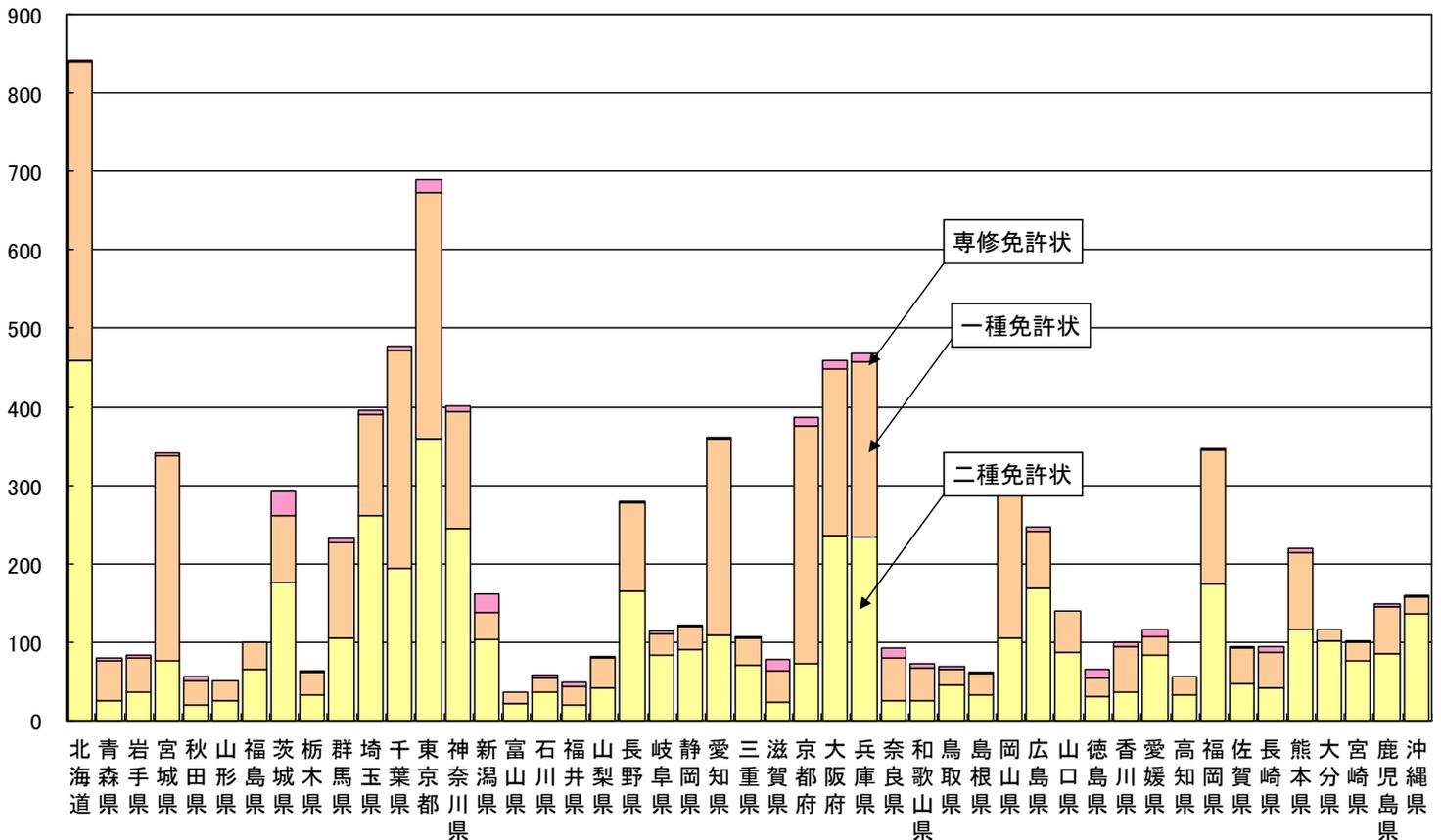
都道府県	専修	一種	授与件数の計
25 滋賀県	71 (8.3%)	786 (91.7%)	857
26 京都府	385 (9.3%)	3,756 (90.7%)	4,141
27 大阪府	394 (8.0%)	4,533 (92.0%)	4,927
28 兵庫県	192 (9.2%)	1,892 (90.8%)	2,084
29 奈良県	114 (11.8%)	849 (88.2%)	963
30 和歌山県	40 (13.0%)	268 (87.0%)	308
31 鳥取県	22 (20.4%)	86 (79.6%)	108
32 島根県	40 (11.5%)	307 (88.5%)	347
33 岡山県	117 (9.5%)	1,109 (90.5%)	1,226
34 広島県	225 (16.0%)	1,182 (84.0%)	1,407
35 山口県	37 (7.6%)	449 (92.4%)	486
36 徳島県	164 (34.9%)	306 (65.1%)	470
37 香川県	15 (8.6%)	159 (91.4%)	174
38 愛媛県	43 (11.1%)	344 (88.9%)	387
39 高知県	36 (9.8%)	330 (90.2%)	366
40 福岡県	180 (8.1%)	2,046 (91.9%)	2,226
41 佐賀県	39 (14.9%)	222 (85.1%)	261
42 長崎県	52 (11.4%)	403 (88.6%)	455
43 熊本県	79 (11.1%)	630 (88.9%)	709
44 大分県	28 (10.9%)	229 (89.1%)	257
45 宮崎県	32 (11.3%)	252 (88.7%)	284
46 鹿児島県	50 (6.3%)	746 (93.7%)	796
47 沖縄県	52 (9.5%)	498 (90.5%)	550
合計	6,625 (9.9%)	60,486 (90.1%)	67,111

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 87

平成25年度教員免許状授与件数

⑤特別支援学校教諭



※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 88

平成25年度教員免許状授与件数(特別支援学校教諭)

都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
1 北海道	2 (0.2%)	381 (45.2%)	459 (54.5%)	842
2 青森県	2 (2.5%)	52 (65.8%)	25 (31.6%)	79
3 岩手県	4 (4.8%)	43 (51.8%)	36 (43.4%)	83
4 宮城県	3 (0.9%)	262 (76.8%)	76 (22.3%)	341
5 秋田県	6 (10.7%)	30 (53.6%)	20 (35.7%)	56
6 山形県	0 (0.0%)	24 (48.0%)	26 (52.0%)	50
7 福島県	0 (0.0%)	33 (33.3%)	66 (66.7%)	99
8 茨城県	31 (10.6%)	85 (29.1%)	176 (60.3%)	292
9 栃木県	2 (3.1%)	29 (45.3%)	33 (51.6%)	64
10 群馬県	6 (2.6%)	121 (51.9%)	106 (45.5%)	233
11 埼玉県	6 (1.5%)	129 (32.6%)	261 (65.9%)	396
12 千葉県	7 (1.5%)	276 (57.7%)	195 (40.8%)	478
13 東京都	16 (2.3%)	314 (45.5%)	360 (52.2%)	690
14 神奈川県	8 (2.0%)	148 (36.9%)	245 (61.1%)	401
15 新潟県	24 (14.8%)	35 (21.6%)	103 (63.6%)	162
16 富山県	0 (0.0%)	15 (41.7%)	21 (58.3%)	36
17 石川県	3 (5.2%)	19 (32.8%)	36 (62.1%)	58
18 福井県	6 (12.2%)	23 (46.9%)	20 (40.8%)	49
19 山梨県	3 (3.7%)	38 (46.3%)	41 (50.0%)	82
20 長野県	2 (0.7%)	111 (39.8%)	166 (59.5%)	279
21 岐阜県	4 (3.5%)	26 (22.8%)	84 (73.7%)	114
22 静岡県	3 (2.5%)	28 (23.0%)	91 (74.6%)	122
23 愛知県	2 (0.6%)	250 (69.3%)	109 (30.2%)	361
24 三重県	1 (0.9%)	35 (32.7%)	71 (66.4%)	107

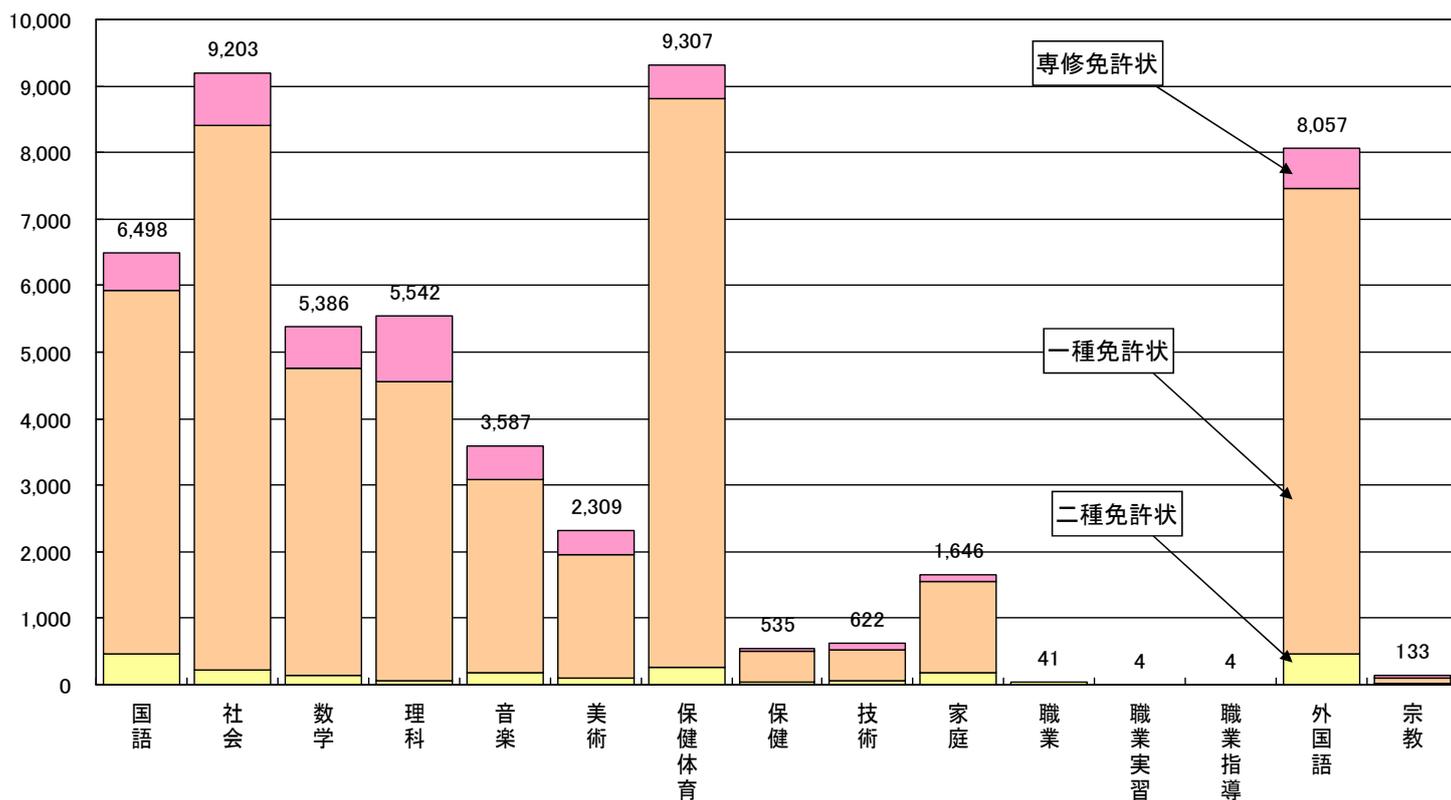
都道府県	専修	一種	二種	授与件数の計
25 滋賀県	14 (17.9%)	40 (51.3%)	24 (30.8%)	78
26 京都府	11 (2.8%)	303 (78.5%)	72 (18.7%)	386
27 大阪府	10 (2.2%)	213 (46.4%)	236 (51.4%)	459
28 兵庫県	11 (2.4%)	223 (47.6%)	234 (50.0%)	468
29 奈良県	14 (15.1%)	53 (57.0%)	26 (28.0%)	93
30 和歌山県	4 (5.6%)	43 (59.7%)	25 (34.7%)	72
31 鳥取県	4 (5.8%)	20 (29.0%)	45 (65.2%)	69
32 島根県	1 (1.6%)	27 (44.3%)	33 (54.1%)	61
33 岡山県	3 (1.0%)	205 (65.5%)	105 (33.5%)	313
34 広島県	5 (2.0%)	74 (30.0%)	168 (68.0%)	247
35 山口県	0 (0.0%)	51 (36.7%)	88 (63.3%)	139
36 徳島県	11 (16.7%)	25 (37.9%)	30 (45.5%)	66
37 香川県	4 (4.0%)	58 (58.6%)	37 (37.4%)	99
38 愛媛県	10 (8.5%)	23 (19.7%)	84 (71.8%)	117
39 高知県	0 (0.0%)	24 (42.9%)	32 (57.1%)	56
40 福岡県	2 (0.6%)	170 (49.1%)	174 (50.3%)	346
41 佐賀県	2 (2.1%)	46 (48.4%)	47 (49.5%)	95
42 長崎県	7 (7.4%)	47 (49.5%)	41 (43.2%)	95
43 熊本県	4 (1.8%)	99 (45.2%)	116 (53.0%)	219
44 大分県	1 (0.9%)	15 (12.8%)	101 (86.3%)	117
45 宮崎県	1 (1.0%)	24 (23.8%)	76 (75.2%)	101
46 鹿児島県	2 (1.4%)	60 (40.5%)	86 (58.1%)	148
47 沖縄県	1 (0.6%)	22 (13.8%)	136 (85.5%)	159
合計	263 (2.8%)	4,372 (46.1%)	4,842 (51.1%)	9,477

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 89

平成25年度教員免許状授与件数

⑥中学校教諭教科別

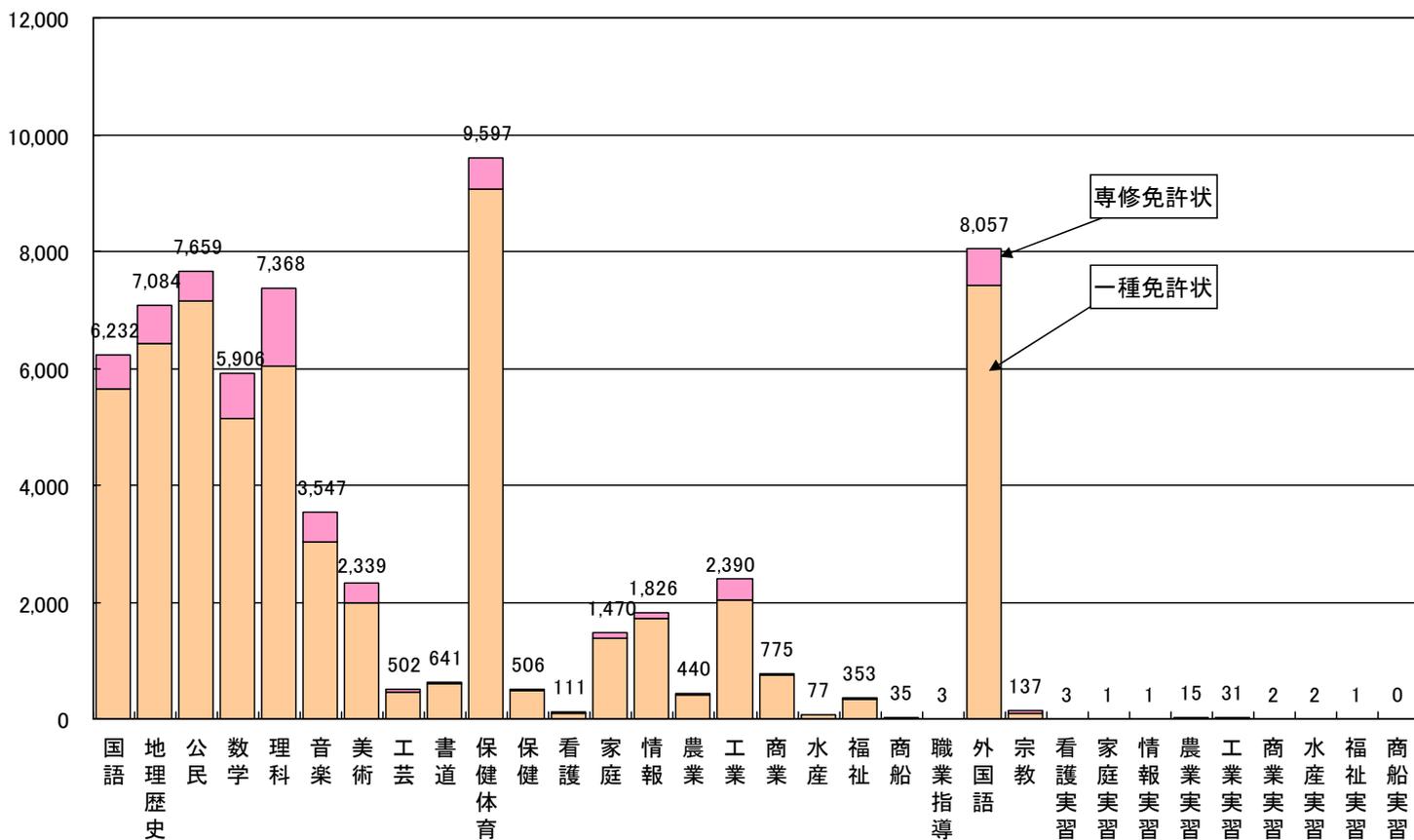


※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 90

平成25年度教員免許状授与件数

⑦高等学校教諭教科別

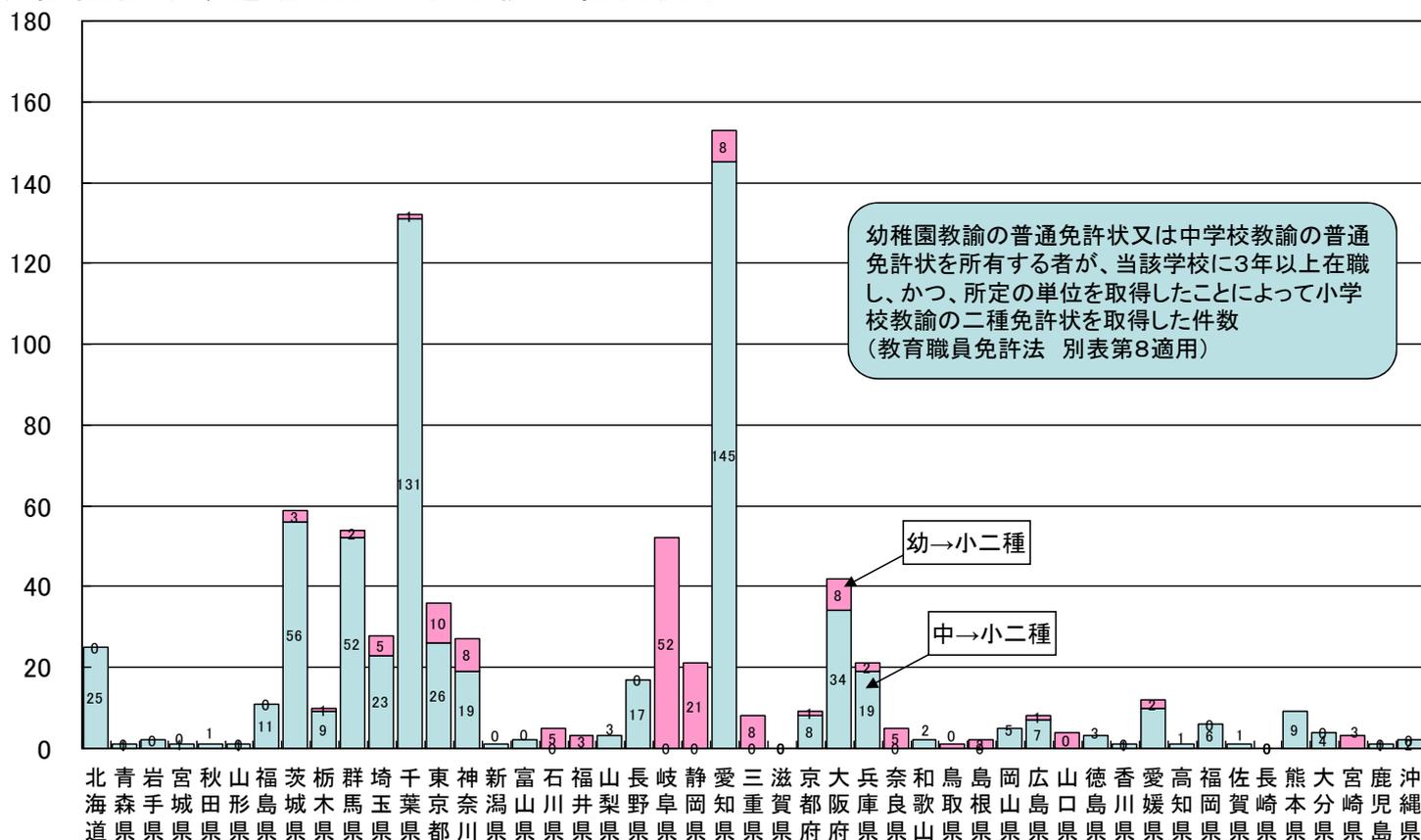


※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ)

平成25年度教員免許状授与件数

⑧教職経験年数を活用した小学校二種免許状



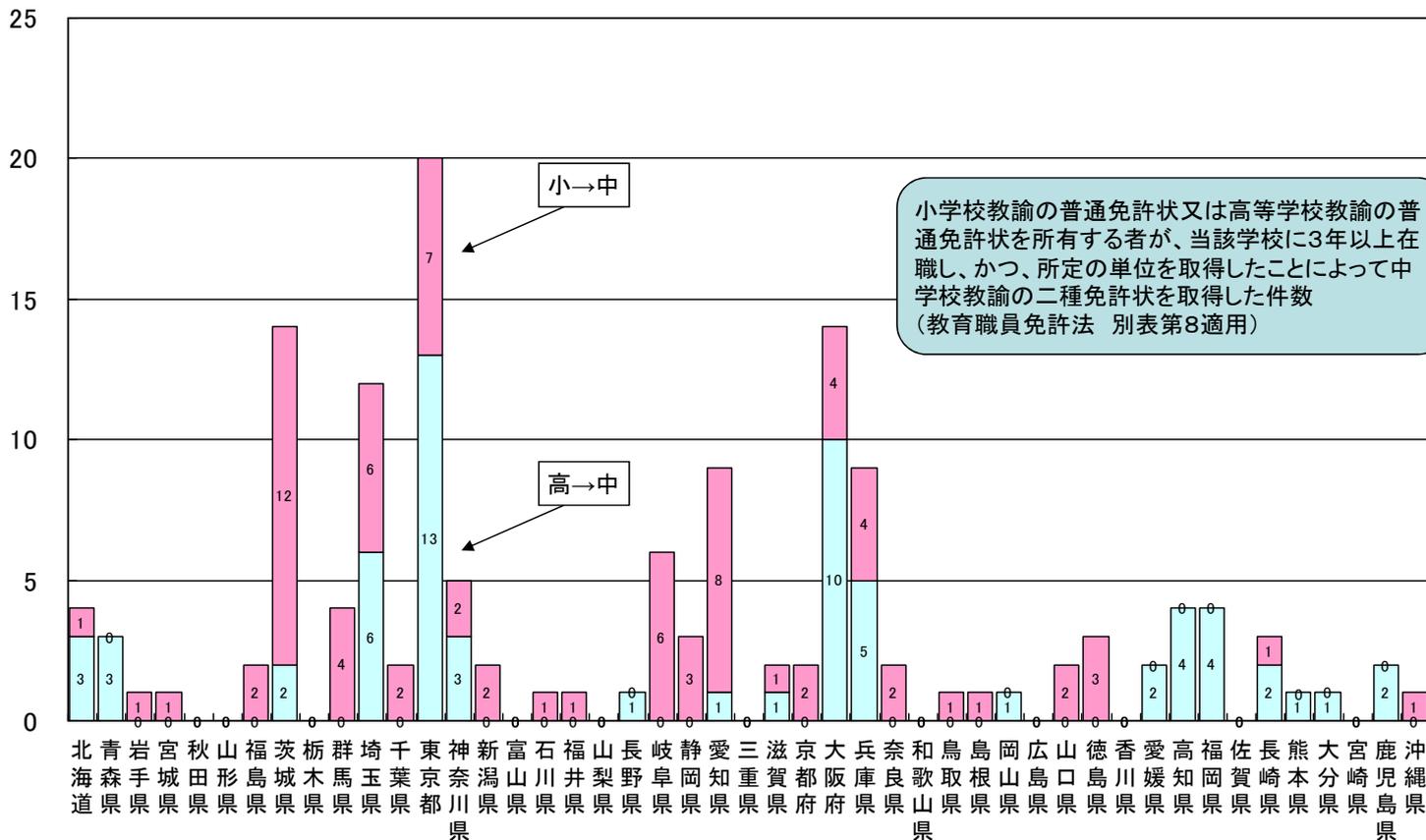
幼稚園教諭の普通免許状又は中学校教諭の普通免許状を所有する者が、当該学校に3年以上在職し、かつ、所定の単位を取得したことによって小学校教諭の二種免許状を取得した件数(教育職員免許法 別表第8適用)

※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ)

平成25年度教員免許状授与件数

⑨教職経験年数を活用した中学校二種免許状

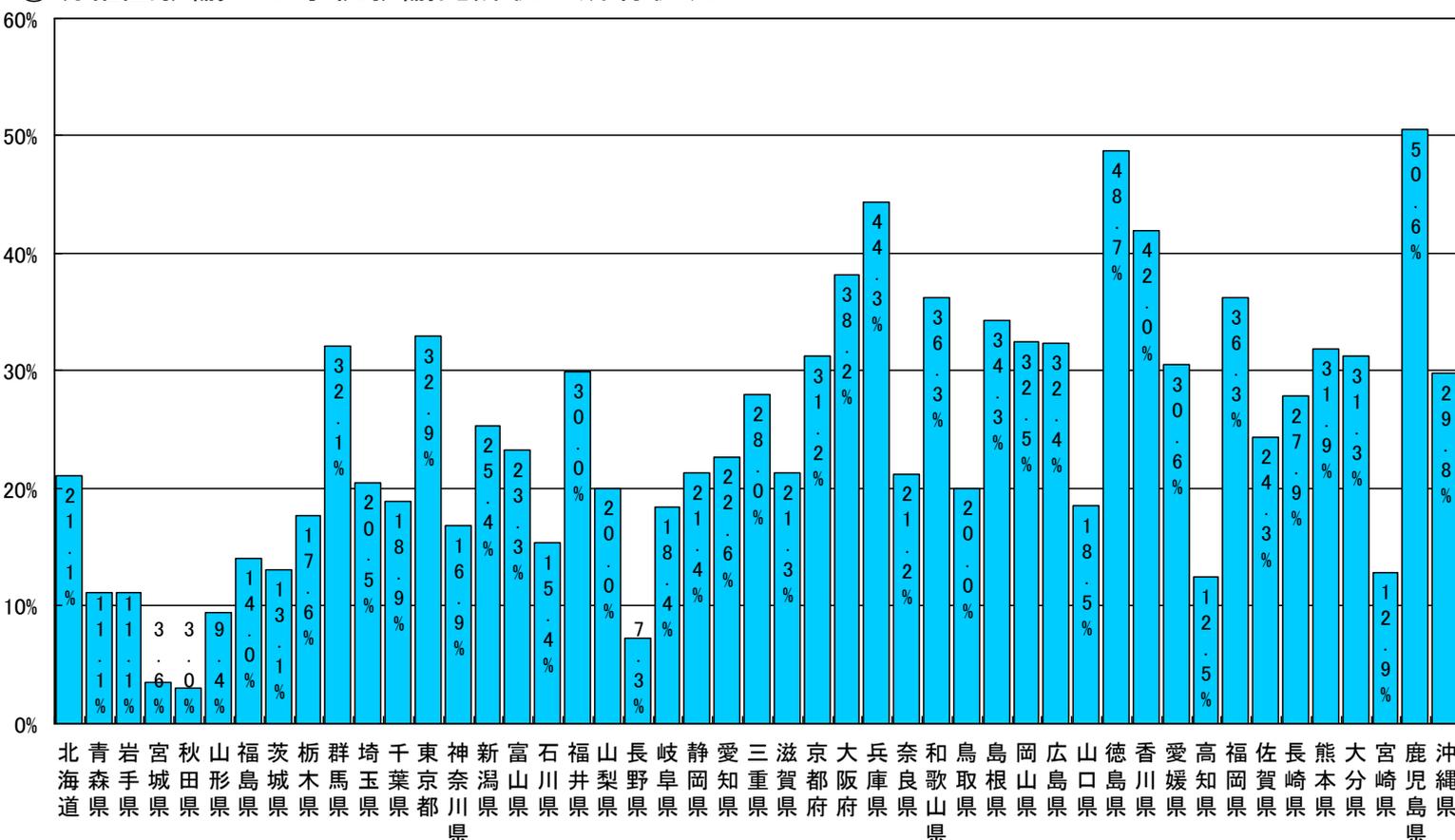


※平成25年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

(教職員課調べ) 93

平成22年度隣接校種免許状の所有状況

①幼稚園教諭の小学校教諭免許状の所有状況

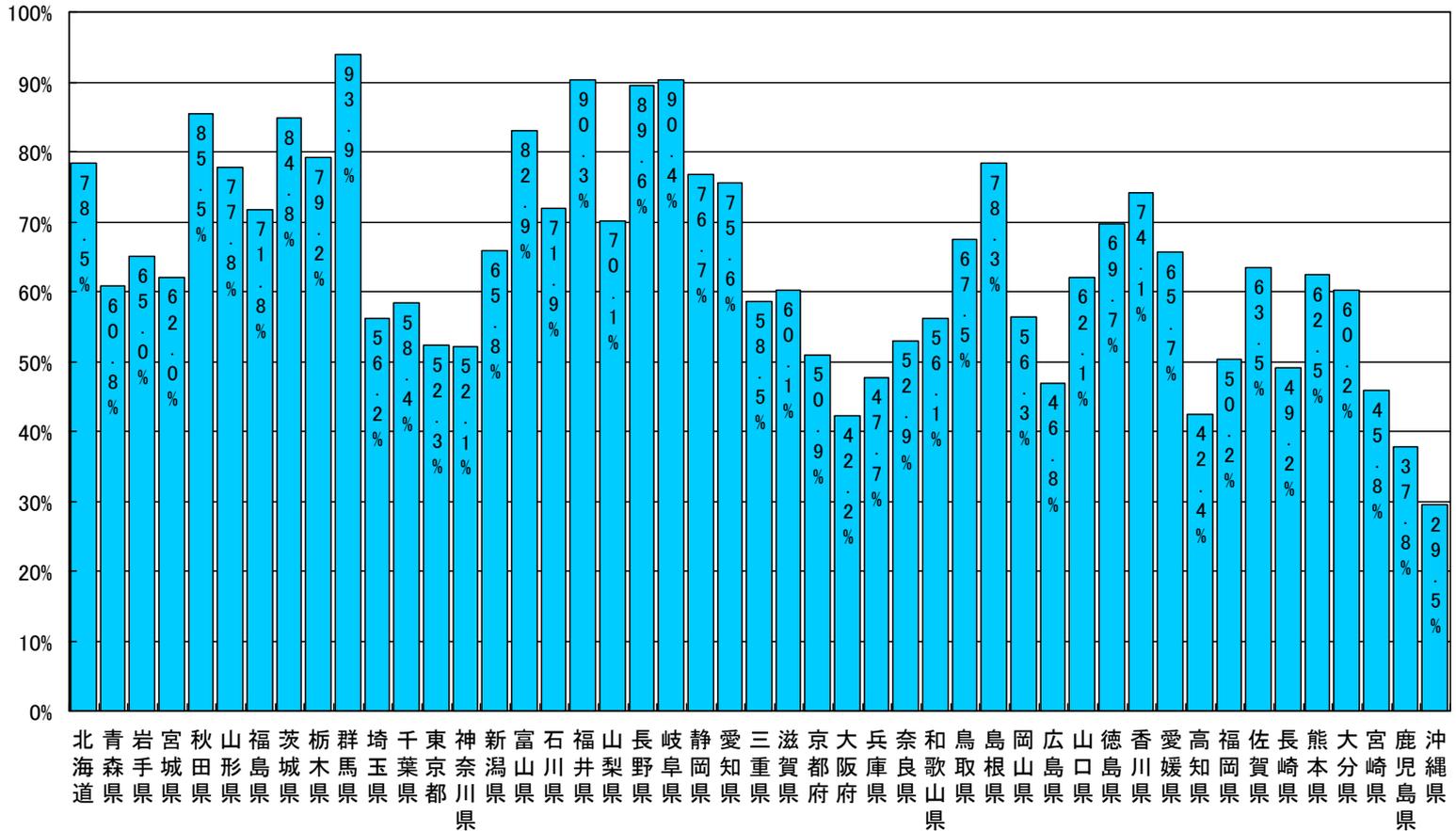


※公立幼稚園の教諭のうち、小学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(教職員課調べ) 94

平成22年度隣接校種免許状の所有状況

②小学校教諭の中学校教諭免許状の所有状況

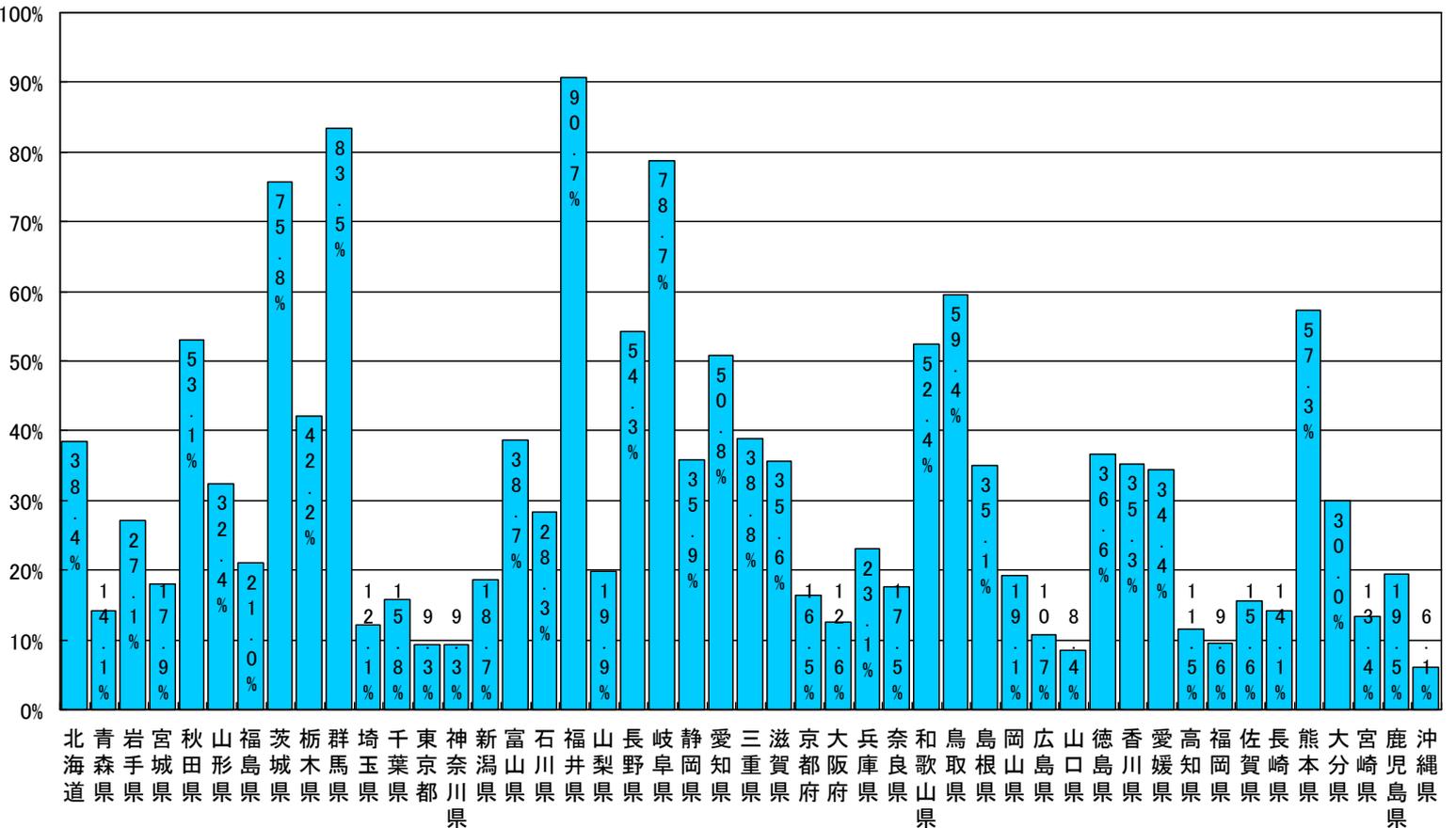


※公立小学校の教諭のうち、中学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(教職員課調べ) 95

平成22年度隣接校種免許状の所有状況

③中学校教諭の小学校教諭免許状の所有状況

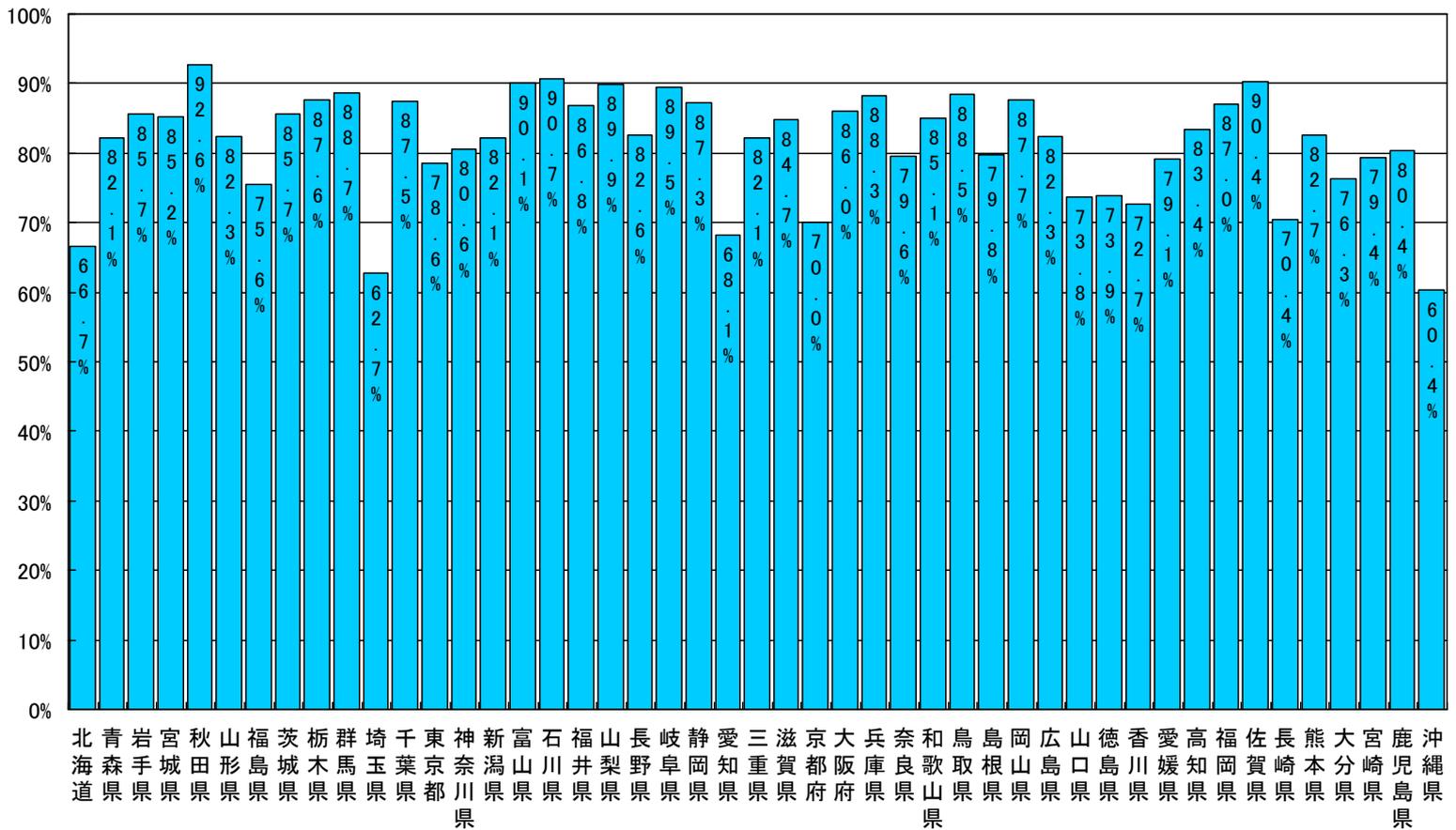


※公立中学校の教諭のうち、小学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(教職員課調べ) 96

平成22年度隣接校種免許状の所有状況

④ 中学校教諭の高等学校教諭免許状の所有状況

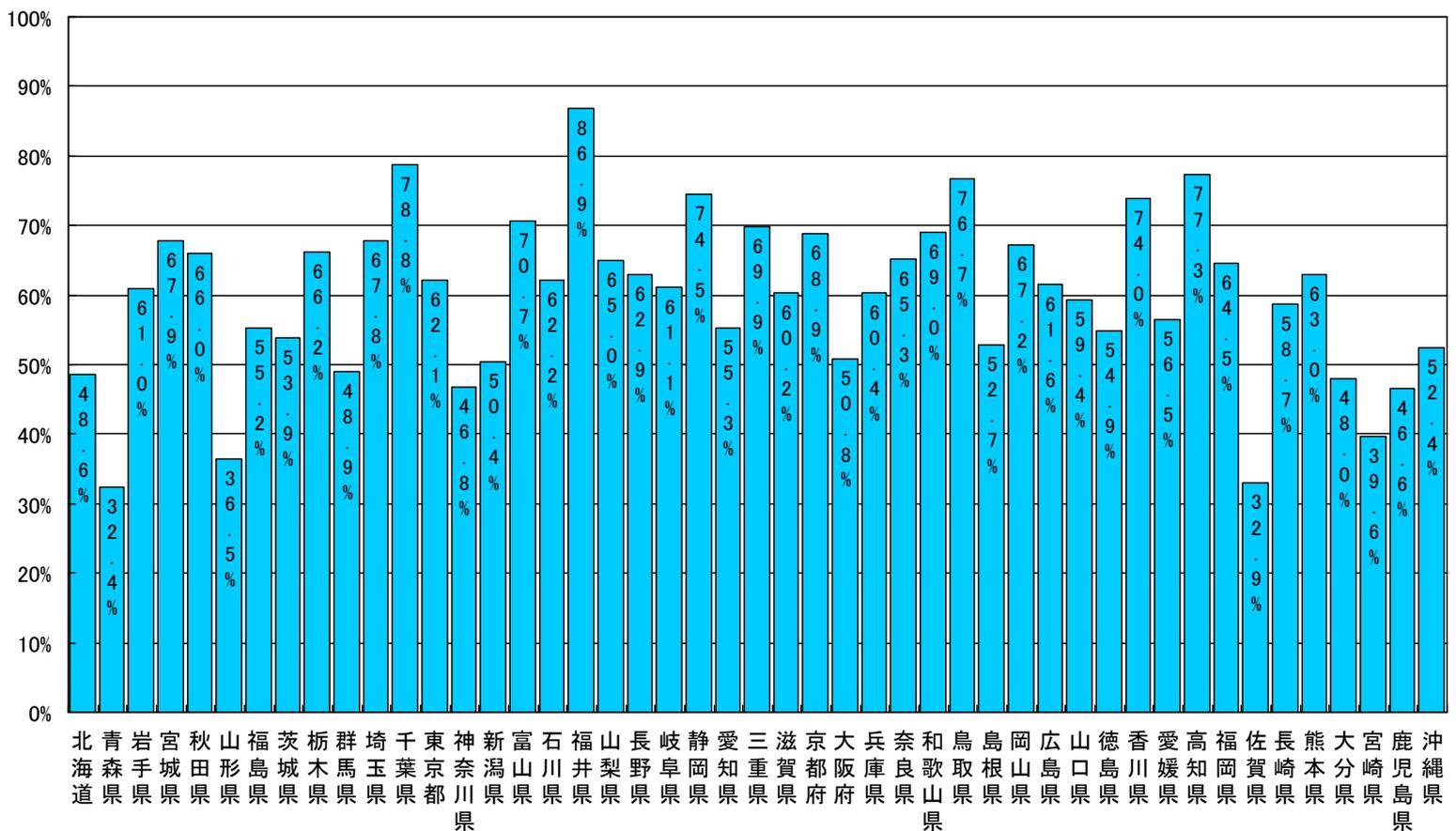


※公立中学校の教諭のうち、高等学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(教職員課調べ) 97

平成22年度隣接校種免許状の所有状況

⑤ 高等学校教諭の中学校教諭免許状の所有状況

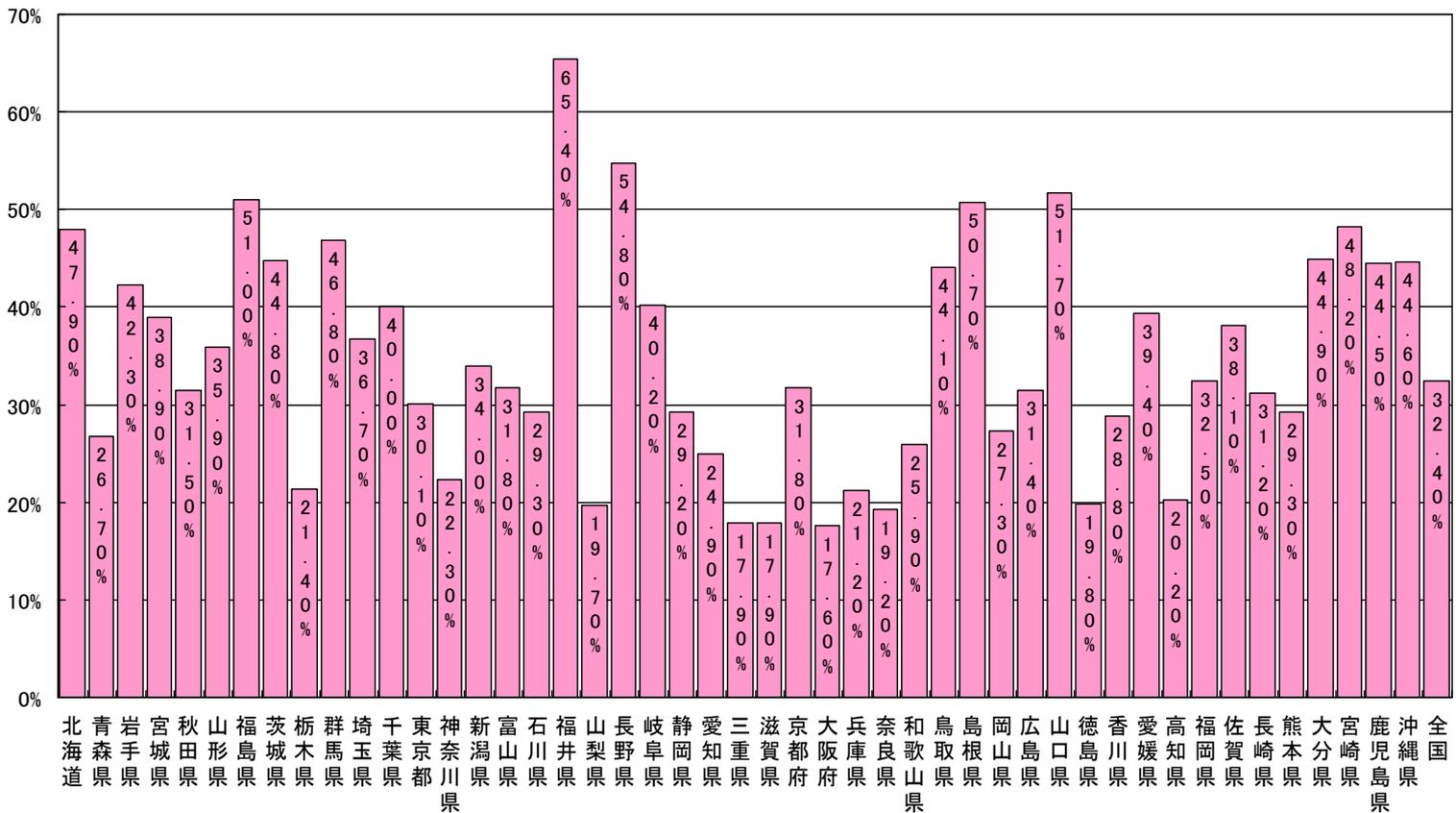


※公立高等学校の教諭のうち、中学校教諭の普通免許状を所有する者の割合(抽出調査)

(教職員課調べ) 98

特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の所有状況(平成26年度)

①小学校特別支援学級担当教諭

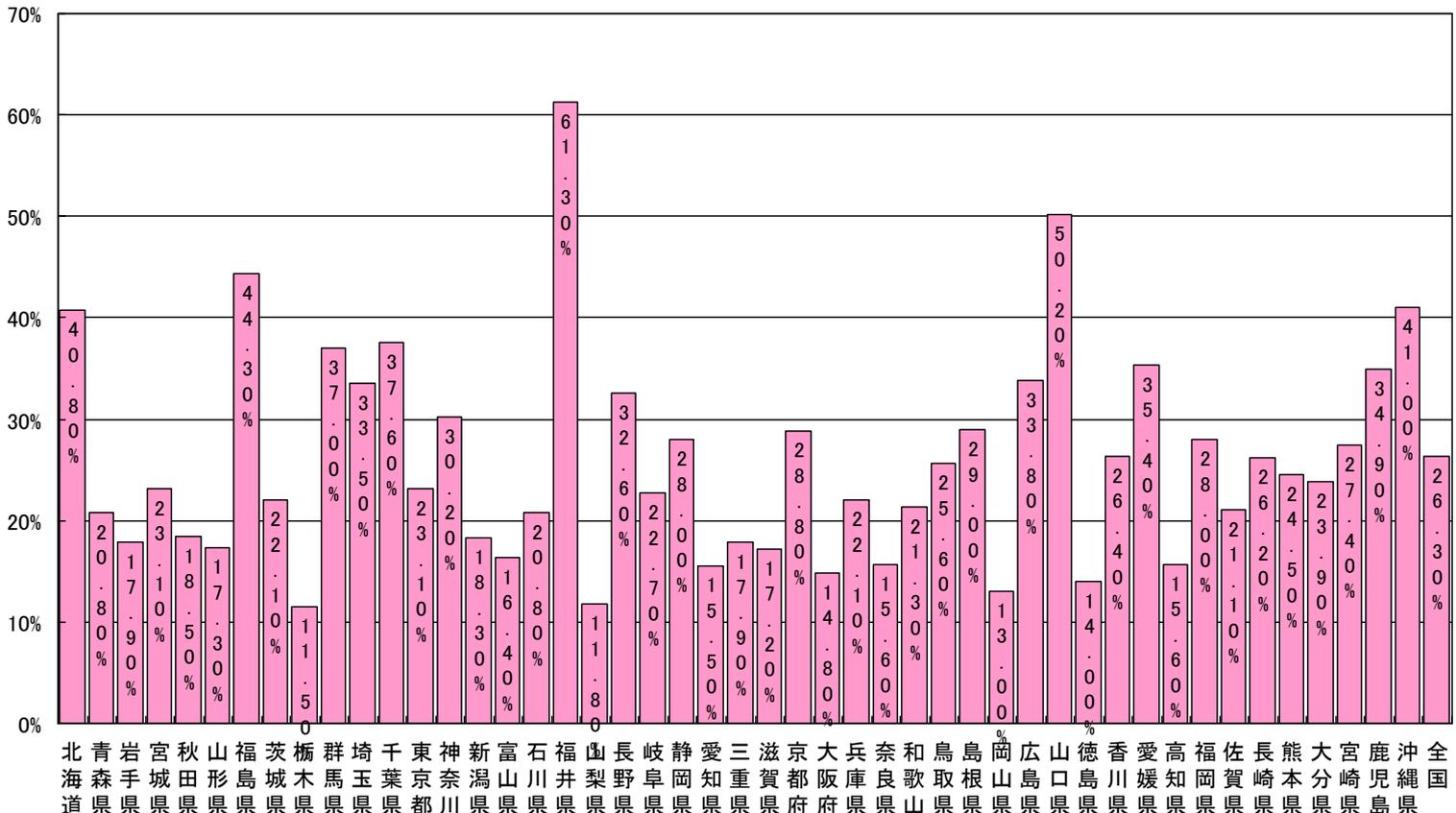


※ 公立小学校で特別支援学級を担当する教諭のうち、特別支援学校教諭の免許状を有する者の割合である。「特別支援学級を担当する教諭」とは、給料の調整額を受けている特別支援学級専任の教諭をいう。

(教職員課調べ)
学校基本調査
より引用 99

特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の所有状況(平成26年度)

②中学校特別支援学級担当教諭



※ 公立中学校で特別支援学級を担当する教諭のうち、特別支援学校教諭の免許状を有する者の割合である。「特別支援学級を担当する教諭」とは、給料の調整額を受けている特別支援学級専任の教諭をいう。

(教職員課調べ)
学校基本調査
より引用 100